

## 第 2 回

### 新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成 2 0 年 3 月 6 日（木）

場所：東京国際センター（J I C A 東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国際協力銀行

「新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」出席者

(順不同・敬称略)

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

新石 正弘	ブリッジエーシアジャパン事務局長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長(三菱商事株式会社業務部総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー)
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

大西 靖(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
早水 輝好	環境省地球環境局環境協力室長
山下 文夫	経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐
藤岡 達也(代理出席)	財務省国際局開発政策課課長補佐

【事務局発言者】

廿枝 幹雄	JBIC 開発業務部 課長
熊代 輝義	JICA 企画・調整部 次長
渡辺 泰介	JICA 企画・調整部環境社会配慮審査チーム長

午後 2 時 0 0 分 開会

開 会

事務局（熊代） それでは、委員の皆様もうおそろいのように、2 時も参りましたので、第 2 回目の新 J I C A 環境社会配慮ガイドラインの有識者委員会を開催させていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところを、委員会の皆様には御出席していただきどうもありがとうございます。一般参加者の皆様も、お忙しいところを御出席していただき、どうもありがとうございます。

きょう幾つか議題があるのですが、そのうちのこの資料にあります最初の委員会の運営というところまで事務局の方で進行させていただきまして、その後（ 2 ）の J I C A 環境社会配慮ガイドライン運営実態の確認報告等について以降のところは、1 番目の委員会の運営についての議論の結果、決定されます司会進行役の方に進めていただくように考えております。

まず議題に入ります前に、委員の方々の中で、前回欠席しておられまして今回初めて有識者委員会に出席される吉田委員、新石委員、それと高橋委員に簡単に自己紹介していただきたいと思います。よろしくお願ひします。まず、吉田委員の方からお願ひいたします。

吉田委員 吉田恒昭でございます。東京大学国際協力学専攻。委員のカテゴリですと学識経験者になってはいますが、私自身は余り学識がなくて、むしろ実務の分野、特に A D B で 1 5 ～ 1 6 年、農村プロジェクトを担当していました。したがって、これは J I C A の第 1 回の環境ガイドラインの委員会のときも最初に紹介のときに言ったことですが、どちらかというが開発の方でずっとやってきたものですから、なかなかその性格

が抜けない、そういうこともありまして、そういう面からもやはり議論することもかなり重要だと思っておりますので、そういうことで参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

事務局（熊代） どうもありがとうございます。それでは新石委員、お願いいたします。

新石委員 ブリッジエーシアジャパンの新石と申します。1回目のときはミャンマーに行っておりまして失礼いたしました。今私どものNGOではミャンマーとベトナムで活動しております。設立してから15年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（熊代） どうもありがとうございます。それでは、高橋委員お願いいたします。

高橋委員 日本国際ボランティアセンターというNGOで活動しています高橋と申します。よろしくお願いいたします。日本国際ボランティアセンター（JVC）は、もうかれこれ26年近く現場でずっと活動してきて、主にはアジアなのですが、最近はアフリカでも活動を展開しています。きょうのこのガイドランの行方についても、これからアフリカという問題も非常に重要になってくるかと思っておりますので、そういった地域性も含めながら私たちの現場での見地が少しでも生かせればいいかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

事務局（熊代） どうもありがとうございます。

本日は、委員の中で政府関係の財務省の大西委員が欠席になっておりまして、その代理で藤岡様が座っております。よろしくお願いいたします。

## 議 題

### （１）委員会の運営について

事務局（熊代） それでは、議題の（１）番の「委員会の運営について」というところに入らせていただきたいと思います。

まず事務局の方から設置要領の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（渡辺） JICAの渡辺でございますけれども、委員会資料で「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会設置要領（案）」という1ページの紙がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

第1回で御議論いただきました設置要領に対してコメントをいただきまして、まず修正されたものの中で、修正した部分につきまして下線を引いておりますので、ここの部分を

御説明させていただきます。

まず2番の構成及び運営のところ、「委員の互選により2名の司会を選出し、議事進行に当たる」としてあります。委員会の議題の部分でございますけれども、「委員または事務局が提案し、委員会の場で決定する」というところでございます。それから、4番の議事録及び情報公開のところでございますけれども、一般参加につきましては「当日の一般参加者の発言も認める」。それからもう1つ、「一般の方々からの意見等も受け付け、事務局より回答する」というものを、ここは追加をしております。

これに関連しまして、委員の皆様からコメントをいただいておりますので、これを紹介させていただきたいと思っております。

資料の方で、「委員からの御質問・コメント」と一番上に書いた資料がございます。この資料、ページがなくて申しわけございませんけれども、後ろの方にページが入っておりまして、19ページというところをごらんいただきますと、後ろの方から見ていただいた方がよろしいかと思っておりますが、まず千吉良委員から設置要領（案）に関する意見というものをいただきまして、議事進行の部分についての意見、それからメンバーの構成についての意見をいただいております。さらに22ページでございますけれども、大西委員から代表座長について、議題の決定について、一般参加者の発言について、それからその他ということでコメントをいただいております。さらに大西委員からは、補足のコメントということで、事前にお配りしましたこの新しい設置要領（案）につきましてコメントをいただいておりますので、口頭で御紹介をさせていただきます。1点目、項目2の構成及び運営において、委員の互選により2名の司会を選出とありますが、2月21日付の当方のコメントにあるように、座長及び副座長を置くことを支持します。2点目に、「同項目内に「議題は委員会の場で決定する」とありますが、「委員が決定する」とするべきです」というコメントをいただいております。

それからもうお1人、26ページでございますけれども、山下委員から設置要領（案）に対するコメントということで、司会についてということと目的についてということでコメントをいただいております。

事務局からは以上でございます。

事務局（熊代）事務局の方から説明は以上です。それで、この設置要領についての議論なのですけれども、まず「委員の互選により2名の司会を選出し、議事進行に当たる」というところをお話しさせていただきまして、その後、それ以外の点について御議論い

ただきたいと考えますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、この「委員の互選により2名の司会を選出し、議事進行に当たる」という点、「2名の司会を選出し」というところと、あと議論といたしましては共同議長みたいな話と、あるいは議長、副議長、両方御意見があったように思いますけれども、そのあたりの議論をしていただきまして、そこが委員会の中で合意が得られれば、2名になるかわかりませんけれども、進行役の方を互選により選ぶという運びにさせていただきたいと思います。まず、この点について御議論をお願いいたしたいと思います。

中山委員 前回私はJICAさんとJBICさんとが司会という話で同意したのですが、初めてだったこともあり皆さん方の意見の多さにびっくりいたしまして、ちょっと考え方が変わりました。これだけのものを整理するとなると、JICAさん、JBICさんがお答えをつくるのも大変だし、そちらの方に専念することもかなり重要なことだと思ひまして、やはりこの委員会は委員の中で司会を置いた方がいいかなと思っております。御提案なのですが、これだけの多くの分野をまとめて整理できて、なおかつ自分の意見も言えるというのは、学識経験者、特に大学の先生の方、あえて名前を言わせていただきますと原科先生ともう一人の方、ちょっとこの場で名前は言いませんが、3人おられるのでその中で、ということで御提案させていただきます。

事務局（熊代） 清水委員。

清水委員 前回NGOからのコメントとして、設置要領（案）の方にコメントを提出させていただいたのですが、その提案の中では「委員の互選により2名の司会を選出し」とあります。これは、1人欠けた場合ですとか、それから議論に議長が加わるようにというような趣旨で書きましたので、何が何でも2人司会というふうな趣旨ではございません。従って、1人が議長でもう1人が副議長という形でも、それから1人であっても特に異論はありません。

事務局（熊代） 山下委員、どうぞ。

山下委員 私の方からのコメントにも書かせていただいたのですが、基本的に司会者を置くということでは私了解しております。ただ一方でこの委員会の目的でございますが、中のコメントをまとめるという作業があるようであれば、委員の間の意見調整というのもし必要になってくるかと思っておりますので、何らか委員長なり議長なり必要かなと考えております。この点、事務局の方から、この委員会の趣旨等についても一度明確なものを教えていただけますでしょうか。

事務局（熊代） この設置要領に記載しておりますように、基本的には委員の方から助言をいただいて、それを踏まえて素案を作成するというふうに考えております。委員全体で議論をまとめるかどうかという話につきましては、この前御説明しましたように基本的にはそこまでは想定しておりませんで、議論の中でいろんなコメントはもちろん出ますし、委員の方の中で、いや、自分は議論だけでなく紙でも出したいと言われる方は、もちろんそれを否定するものではないですけども、基本的にはいろんな御意見をいただいて、それを踏まえて素案を修正するというような形を今考えております。ですから、この前、山下委員のコメントにありましたように、位置づけの「助言を行うことを目的とする」というところを今回は変更しておりません。

福田委員 メコン・ウォッチの福田です。今山下さんの方からお話がありましたが、この委員会は何をするのだという点については、きょう、もう一枚別のペーパーをNGO委員の方から配らせていただきました。この中で、私たちとしては、この委員会として一体新JICAのガイドラインがどうあるべきなのかということの提言を取りまとめるという作業が必要なのではないかということをご提案させていただいております。このペーパーについては、後ほどきちんと御説明しようと思ったので、今詳しく触れるつもりはありませんが、そういう意味では委員の意見を一定程度整理、収束させて、提言にまとめていくという作業が私たちとしては必要であると思いますので、どなたかにそういった取りまとめ役というのが委員の中で必要になってくるのだろうということを思っています。

事務局（熊代） 千吉良委員は。

千吉良委員 私の意見については書面で出させていただいたとおりなのですが、前回論点の恣意的な選択というようなお言葉が出て、非常に中立的で公平に透明にやりたいということであれば、それはもっともかなということ、こういう案を出させていただいたわけですけども、司会についても1名とか2名とか、正副とかいろいろ案は出ておりますが、私ももう突き詰めて中立的で公平で透明でということ徹底するのであれば、お二人で共同議長とか共同司会とかいう形が最もいいのかなと考えております。

事務局（熊代） 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 前回出席していなかったのですが、司会と議長の権限の定義はきちっと決まったのですか。それでみんな、この言葉遊びをしているのかなと。司会、英語で言ったら何というのですか、違いはどこにある、要するに権限の問題ですね。権限の問題というのは、この委員会は何を委嘱されているかという問題。決議することが必要な委員会なのか、そ

れとも整理して、こういう意見もあった、こういう意見もあったという形で助言として与えるのかという。極めて重要なことだと思いますね、その時点が。ですから山下さんがおっしゃったように、この委員会は委嘱されているものは何であって、そして議長あるいは司会というのにどういう権限を付与するのか、そういう議論だと思います。

高梨委員 今吉田先生が言われたところもあるのですが、前回事務局の方が一生懸命やられているのを拝見して、できるだけ無色透明に中立の立場でやりたいという、非常に感服したのですが、ただ一方で、JICAさんのガイドラインやJETROさんのガイドラインを見て、どこかで行司役、少なくとも意見の調整等を、なるべくいいものにまとめていこうということであれば、やはり学識経験者の方をお願いするのがいいのではないかと思います。私個人的には原科先生はもうずっとやっておられたので、もうお一方の吉田先生にでもぜひ加わっていただいて、共同議長という形で御都合のつくときに交代というようなこともあろうかと思います。できれば、この場でいろいろな議論をしているのを、ぜひ何らかの形でガイドラインに反映するという意味で、ある意味で取りまとめ等の労もとっていただければと思いますが、基本的にはそういう形で進めていただければ幸いです。

事務局（熊代） 松下委員、どうぞ。

松下委員 吉田先生が指摘された司会か議長かということですが、目的が「環境ガイドライン及び異議申立手続要綱の作成にあたって、必要な助言」と書いてありますが、助言の範囲は非常に幅があるわけですね。ただ、やはりこれだけの委員の方が集まられて議論をするわけですから、ある程度まとまった形で、もちろん両論併記ということもあり得ると思いますが、委員会として一定の提言なり報告なり、どういう項目について議論するかはこれから議論になるわけですが、そういったある程度まとまったものを出すということを見ると、やはり議長という形のスタイルがいいかというふうに考えております。

事務局（廿枝） 吉田委員の御意見に関して、事務局の方から、委員会の設置に当たって皆様に委嘱状を出させていただいた趣旨について御説明させていただきますと、第1回のときもちょっと私から申し上げたのですが、まさにこの目的のところに書いてございますように、私どもが新JICAの環境ガイドライン等を作るに当たって、外部の方々にそれぞれの専門的な知見を踏まえて助言をいただきたいということでございます。ガイドラインそのものは、最終的には新JICA自身が責任を持って決定するべきものだと考えます。もちろん、その決定のプロセスにおいて、一方的に何の説明もなく決めるということ



ではなくて、さまざまな御意見をいただいてそれを踏まえてガイドラインを作って、もちろん我々としては、この委員会が終わった後にさらにパブリックコメント、パブリックコンサルテーションにも付すつもりでありますけれども、この委員会からいただいた意見、さらにはその後のパブリックコメント、パブリックコンサルテーションでいただいた意見についても、最終的にそれぞれの意見に対して、その意見については私どもとしてはこういうふうを考えて反映しました、あるいはこういうふうを考えて反映しませんでした、あるいは部分的に反映しましたというような説明責任は果たしていかなければいけないという前提でのお話ではございますけれども。

そういった意味では、福田委員の方から本日出されたこの紙についてまた議論があるのかもしれないけれども、私どもが委嘱する際に皆様に個別にお願いするときには、アウトプットとして提言書をまとめてくださいねと、当然それをお願いするということは、それなりの時間と労力を割いて、手も動かしていただいて作業してくださいねということをお願い、本来もしそれをお願いするのであれば、それを含めてお願い、委嘱すべきだったのですけれども、私どもはそこまでは委嘱をさせていただく時点ではお願いをしておりませんでした。ただ、委員の間で本日もさにごやっ御提案をされているように、やはり単に議事録に残るだけではなくて、議事録を全部読み返さないといけないということではなくて、最終的に委員会としてはどういう意見なのかということをごきちんと一覧性のある形でまとめて、かつそれも含めてパブリックコメントなりパブリックコンサルテーションに付して欲しいというようなことであれば、我々としてはそれは止めてくださいとか、そんなものは受け取れませんなどというつもりは毛頭ございません。

ただ1点だけ、この後御議論いただきたいのは、敢あえて提言をまとめるために意見を妥協していただくというのがどこまで認められるのか、それは各委員の御見識の問題だと思うのですけれども、そこは松下委員もおっしゃったように両論併記というか、少数意見だったり多数意見だったりというのを併記するような形で、ただ一応総意としてまとまる部分はここ、意見が分かれたところはここというような形で、1つの成果としてアウトプットをまとめていただくということになるのかなという感じは私個人的にはするのですけれども、その辺も含めて、我々は当初皆様にお願いしたときにはそこまでは作業をお願いしていなかったのですけれども、いや、それでも構わん、やるということであれば、それはそれで私どもとしてはしっかりと受けとめたいと思っています。

事務局（熊代） 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 日本国際ボランティアセンターの高橋です。第1回目に議論に参加できなかったので、私も少し意見を表明させてもらいたいと思っていますが、やはり私はこの委員会がある種主体性を持って何からの形で提言をするという形にした方がいいと思っているのです。その上で、きちんとこの中で互選で議長なり副議長を決めるという形が私は一番いいと思っています、確かにJICAやJBICから委嘱されて私委員をやっていますが、自分でやっている活動や発言がアカウンタブルであるのは必ずしもJICAだけではなくて、ガイドラインの改訂プロセスでも開発途上国のNGOとか市民社会の声をどう反映するかというのがあったかと思うのです。私たちはどうしてもNGOとして、そこに対しても何らかのアカウンタブルな形の姿勢を持ちたいと思っています。その意味で、委員会としてのきちんとした意見という形でまとめるという形にさせていただかないと、JICAやJBICに対して助言を行うという形ですと、どこらに対してアカウンタブルかということが不明確になってくると思っておりますので、その意味で委員会としてアウトプットをつくるということを前提の上で、それが提言という形がいいというふうに私は思っていますが、それは皆さん御議論の上で決めていただくこととして、その上で委員会として議長、副議長という形で互選で決めるというのが、私としては一番じっくりくるというふうに思っています。

事務局（熊代） 早水委員、どうぞ。

早水委員 前回も私、役所の立場で、どちらかという中身について議論をするために参加したと思っていますのでロジの点について余り意見を申し上げないということを申し上げましたが、2つ気にしている点があります。1つは、これはパブコメを含めて10月までにまとめなければいけない。10月に発足するので、それまでにガイドラインは何らかの形でまとめなければいけないだろうということ。ですから非常に公平な議論でおしりがなければ議論が出尽くすまでいつまでもやればいいのですけれども、ある一定のところにゴールがあるということであると、やはり議事の運営を一定のところで区切るなり、きょうはこういうこと、では取りあえずここまできょうの議論は終わって、あとは例えば追加の意見を出してくださいとか、吉田先生のおっしゃったように座長と司会の違いがどこまであるかというのはわかりませんが、そういった意味で座長的に仕切ると言いますか、ある程度議論を引っ張っていく座長のような方が、私は公平な単なる司会者よりは、区切り、おしりがあるということを守らなければいけないという点では必要ではないかという気がしております。

もう1つは、提言をまとめるべきかどうかということについては、いろいろな考え方がありますので私はその点はコメントは差し控えますけれども、単にみんなが言ったものを議事録だけに残しただけでは、委員会でどういう意見が出て、みんながそう思ったのか、個別個人の意見だったのかということもわからないし、委員会のアウトプットとして必ずしも明らかでないと思います。提言書という形か論点の整理かどうかわかりませんが、議論を整理したもの、最低限委員会全体としてはこんな意見であって、ここについてはこうだったとか、ここはこんな意見がいろいろあったとか、そんな形でもいいかと思えますけれども、委員会としてのアウトプットを何らかの形で整理するということは、せっかく委員会として集まっていますので必要ではないかと思えます。

事務局（熊代） 司会、複数とか1人とか、そういうことについては、御意見はございますでしょうか。

早水委員 それは前回申し上げました。私は2人、共同または座長、副座長のどちらでもいいですけれども、1人は余りよくない、2人の方がいいと思います。

事務局（熊代） ほかに御意見はございますでしょうか。新石委員。

新石委員 第1回目欠席して失礼いたしました。これだけの立場の方がここに一堂に会してガイドラインのために時間と精力を使うというのは非常に貴重な機会ですので、ぜひ言いつ放しでなくて、ある程度この中で議論をまとめて、それを提言なり何らかの形で出すということ、できたらそれを目標にやっていけたらというふうに考えております。お配りしたNGO側の提案ということで、きょうお配りした中の一番後ろに活動内容のところ、それが書かれてございますので、ぜひそういった方向でやっていけたらと願っております。

それから、議長、司会の件につきましては、多くの方々がおっしゃっておられますように、できるだけ広い立場に立たれる方々、特に学識経験者の方々の中から選んでいただくのが一番いいのではないかと私も思っております。

事務局（熊代） 原科委員は。

原科委員 では私も一言申します。10月1日までとさっき早水委員がおっしゃったように、その辺のターゲットをどうするか、それによって随分変わらなと思うのですが、いずれにしても時間が大変限られているので、10月ということはもう6月までにまとめなければいけないということになってしまうので、結構これは厳しいと思うのですよね、今3月ですから。ですから、そうすると、提言をまとめてガイドラインの案をつくってい

ただ、またパブリックコメントというプロセスが本当にとれるかなのです。私はそんなことを考えまして、前回申し上げましたけれども、これはもうこれまでのJ B I CやJ I C Aのガイドライン策定と同じように、フォローアップ委員会の機能もあわせて持つようにしないとまくいかなと思うのです。ですから、ガイドラインの文案そのものをこの場で議論しながら、ガイドライン（案）までここでつくってしまう。それをパブリックコメントに出すようにする。それでもぎりぎり10月だと思うのです。そうやったとしても、私の感触では多分年内といいますか、12月までにできれば上出来で、下手すると来年3月だと思います。ですから、10月1日ではほとんどこの状況では不可能に近いのですけれども、そういうことを考えますとやはりスピード感というか、十分な議論は必要なのですがスピード感は大事で、そうするとある程度意見をまとめながら進めていかないと、ガイドライン（案）に反映できないですね。いろんな意見がただ出たままだったら、結局はその辺があいまいになってしまいますから。そうするとパブリックコメントに出すものもきちんとできないということで、どんどんおくれれてしまいますので、その辺が心配なのです。私としてはそういうスピード感が出るような仕組みがいいかなと思って、この前は議長、副議長、あるいは座長、副座長という格好の方がいいのかなと思って申し上げたのですが、そんなスケジュールのことも考えた方がいいと思います。

事務局（熊代） ほかに御意見はございますでしょうか。機能の話と、司会というか議長といいますか、人数の話が関係しているようであるのですが、これを一緒に議論するのはなかなか難しいので、まず議長といいますか座長というか、この有識者委員会の設置要領では司会ということで2名を選出しと書いてありますけれども、2名を選出するということについては、ちょっとなかなか言い方が難しいのですが、御異論ある方はおられませんでしょうか。

それでは、2名というのは御異論がないというふうに考えまして、次がちょっと難しいのですが、正副という話にするのか共同ということにするのかについて、何か。正副という意見も出されましたけれども、ここについて特にこっちとか、何か御意見はありますでしょうか。逆に言いますと、正副というのは明示的に御意見を出された方がおられるのですけれども、それに対して共同議長あるいは共同座長といいますか、共同の進行役というか、これでないといけないという方はおられますでしょうか。

千吉良委員 その共同と正副でどう違うのかというのがよくわからなくて、先ほど権限と責任という話が出ましたけれども、正の人はどういう権限と責任があって、副の人はど

うなのかと、要するにそのところだと思うんですね。「論点の恣意的な選択」という言葉を私繰り返していますけれども、こういうことは失礼な物の言い方かもしれませんが、どんな方が委員長になってもそういう疑念というのは必ず生まれる余地があるので、そういった意味で牽制効果を発揮していただくという意味で、私は先ほどお二人共同という立場がよろしいのではないのでしょうか。それは多分委員長になられた方にとっても、そういう方がいいのではないかなということも勝手に思ったりして申し上げたということです。それは私の意見です。

事務局（熊代） 機能という意味では、共同ということになると普通に考えるのは交代にとか、多分そういうことになるのではないか。正副になりますと、基本的には正の人がやって、その正の方が例えば出張でどうしても出られないとか、そういうときには副の方が行われるというような位置づけの違いになるのではないかと考えております。千吉良委員は、やはり共同でないといけないという。

千吉良委員 いや、共同でなければいけないということではなくて、この委員会が外部からいろんなことを言われたいようなやり方がいいのではないかとということで、例えば正と副でそんなに大きな差のないような役割なのであれば、それは別に僕は正副の方が、基本的には毎回同じ方が司会をやられるということになるのだと思うので、それはそれでまたスムーズにいく面があるのかなという気もしておりますし、もう少しほかの委員さんの意見を聞いてから決めたいなと思っています。

事務局（熊代） 今の千吉良委員の御意見について何か御意見ございますでしょうか。新石委員、どうぞ。

新石委員 司会、議長の方には非常に大役をお願いすることになるので、大変申し上げにくいことではありますが、やはり正副という形できちんとしておいた方がいいのだと思います。2人同じ権限で出てといたら、ややこしいことになりかねないので、やはり正副というふうにきちんとしておいた方が私はいいのではないかと考えております。

事務局（熊代） 千吉良委員、いかがでしょうか。

千吉良委員 もう少しほかの方の意見も聞いて。

事務局（熊代） ほかの方の御意見、お願いいたします。中山委員、どうぞ。

中山委員 いろんな分野の委員会があるのですが、物すごく大きな責任があるのが正の方になりまして、例えばマンションの理事会でも必ず正の理事長になり手がいない。副の方はなり手が多いいというのはよくございますね。私どもの協会の内部委員会でも、必ず副

座長が先に決まり座長が決まらないというのはよくあることなのです。と申しますのは、正の座長にやはり大変な労苦をおかけしますね。取りまとめも多少しなければならないということも展開によってあるということだとすると、正の座長の仕事というのは大変ではないかなと思っております。先ほど私、原科先生の名前を出したのですが、そういうことをお引き受けできるかということも例えば先生ご本人にお聞きした方がいいのかという気はいたします。

事務局（熊代） 原科委員。

原科委員 共同議長も悪くないと思います。ただ時間がないのを心配しているので、例えば J I C A の最初の段階では共同でやったのですが、それは意味がありまして、まず 1 つは規模が大きかったのです。委員が 30 名くらいおりましたから。だから物理的に 2 人の方が楽ですよ。それから、やはりいろんな立場の意見をまとめたいという思いがありましたので共同だったのです。だけど次のフォローアップの段階では、むしろ人数を絞って、これは 20 名弱でした。それでまさにスピードアップです。スピード感で、ある方向にぼんぼん決めていかないと決まらないですから。だから議論を色々やっている段階なら、共同でもいいのですけれども、今はそういうステージではないと私は判断しているので、一般論で申し上げます。我が身にふりかかってくるとは考えずに、理屈ではそうなのです。現在どんな段階かということ、既存のものがありますから、やはりまとめていく段階だと私は思っております。なおかつ共同ということ強く主張されるのであれば、委員会のメンバーをふやすべきだと思います。20 数名とかになれば、これは 2 人いた方がいいわけですから。これはまさにマネジメントの問題です。私は前から委員をふやしてもらいたいと言いましたから、委員をふやすという議論とつながるのであれば共同を支持しますけれども、一気に 10 月 1 日にできればやりたい、あるいは遅くとも年内ということであれば、やはり正副の方がずっとやりやすいので、それなりの覚悟をしなければいけないと思いますけれども、そういうようなことだと思います。だから、一番困るのは親が 2 つに分かれてしまったりして、これで時間を 1 回、2 回余分に食ってしまうと、10 月 1 日スタートに間に合わなくなってしまいます。それでもいいかもしれない。できるだけ年内であればいいのかもしれない。ただ余り延ばすのはよくないと思いますよ。少なくとも年内には新 J I C A のガイドラインができて、施行に入る。制定・施行に入るとしていただきたいと思っております。たまたま J E T R O で、私は、ちょうど 1 年ちょっと経験したばかりですが、J E T R O は最終的な策定委員会です。だからいろんな議論というよりも、ある

方向で行きましょうというので突っ走ったので、1年と2カ月でできました。1月1日、ことしの初めにもう制定・施行ですから、これはすばらしいスピード感です。それよりも新しい記録をつくってもらいたいと思いますけど、1年以内で仕上げるということをやってもらいたいと思います。

事務局（熊代） 清水委員、どうぞ。

清水委員 私も正と副というような形がいいと思っています。といいますのも、今後議論が分かれるようなことも委員間であるかと思うのですけれども、そのときにある程度、10月にはこだわらなかったとしても、決めて進めていかななくてはいけないという状況がありますから、そのときに議長が2人であると何か決めにくいような局面も生じるのかと思います。同じ権限を持った2人が一体どういうふうに進めていくのかということも懸念されますので、正と副という形である程度責任を明確、もしくは役割を明確にした方がいいかと思います。

事務局（熊代） 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 私がJICAやJETROさんの委員会で経験したあれからいいますと、正副という、正の方が権限があって、副がそれを補うような形の副だというような形の今清水さんなどのイメージを聞いたのですけれども、現実に実際の議論ではほとんどそれはないのですよね。ですからたまたま正ということだけだろうというふうに私は理解しております。そういう面で、イコールステータスということですから、2人がいるからまとまらないということでは私は決してないと思いますね。それはそれぞれ皆さん自分の御意見をお持ちで、全体としてどういうふうな方向に持っていくかということを含めて決めていく。そのときに、できるだけ全体の意見を見ながら取りまとめの方向で交通整理等々をやっていただくというふうな私は理解していますので、そういう面で正の人が権限があって副の人がそうでなくて、正の人が決めるのですというような、そういうふうな運営ではないと思います。ですから、そういう面では、名前はこだわりませんが、基本的にはお二人の方で交代にといいますか、スケジュールに合わせてやっていただくという形がいいと思っています。

事務局（熊代） 千吉良委員、どうぞ。

千吉良委員 今、高梨委員のコメントは非常に心に響いたのですけれども、要は正副というのが、どちらの方がより権限があってスーパーシードできるような、そういうイメージであれば、私の思っている2名の司会ないし議長というのとちょっと違うなと思って

いて、牽制効果という意味では、例えば正副に分かれていても、副の方が正の方にそういう進め方はおかしいのではないですかということを堂々と言えるような、そういう委員会でなければいけないなというふうには思っております。そういう意味では、もし正副がそういう役割になるのであれば、共同の方がいいかなと思います。

堀田委員 先ほども出たのですけれども、そもそもこの委員会で何をするかということですが、多分御確認いただいた方がよろしいのかなと思うのですが、新しいガイドラインをこの場で策定するということなのか、ガイドライン（案）にしてもですね。あるいはガイドライン（案）できてくるものに対してこの委員会で提言のようなものをまとめて、その提言に対してできてくるガイドラインの（案）がどういった形でお互いに反映し合っているのかというような、そういった対照表が見えるような形にするところまでやるのか、それによって随分違うのだと思います。もし本当に前者だとすると、やはりこれは正副、共同議長でも正副の差があるような形でやらないと、確かにいろいろなことを決めるのが難しくなるのだと思うのですけれども、一方で後者だとすると、その提言をまとめるということのプロセスというのは、ガイドラインの（案）を策定するプロセスとまた違うのかなと思います。そういった意味で、もし後者であるとするならばですけれども、正副にせよ共同の座長になっていただくにしても、そういった方には大変な御負担をおかけするわけですから、お互いに交代でやっていただいて、実質的な議論にもお二方にはどんどん参加していただくのがいいのではないかと思います。

事務局（熊代） 清水委員、どうぞ。

清水委員 先ほどの私の発言がちょっと誤解を招いてしまったのかもしれませんが、何も正の委員長がすべてを権限を持って全部決めていくというような強権的な意味で使ったわけではありません。

事務局（廿枝） 今の堀田委員からの御質問ですが、先ほど原科委員からもございましたけれども、私どもがこの有識者委員会を設置するに当たって期待していましたが、要は前回のJ B I C、J I C Aのガイドラインを作るときのように、二段構え、すなわち最初にまず論点を整理して、その後に今度はそれをガイドラインに落とすというフォローアップをやるという2つの委員会を作るということは想定していませんで、J I C A、J B I Cのガイドラインは曲がりなりにも一応あって、それを改訂、統合していくということでもありますし、もちろん何が何でも10月かどうかというのはありますけれども、いずれにしてもそんなに時間をかけていられないという中で、我々としては今回のこの有識者



委員会の場で、最終的にはもうガイドラインの具体的な文言についてまで御議論をいた  
だいて御意見をいただきたい。それは分けずにです。いきなりやるのか、あるいはそれでも  
まずは論点整理だろうというような、そこは進め方の問題はあると思いますし、別にそれ  
は私どもしてはどちらでなければいけないということではないと思うのですが、いずれに  
しても最終的にはこの委員会の場で具体的なガイドラインの文言についてまで御意見を  
いただきたいということでございます。

ではどうするかということで、堀田先生の2つの場合の両方を含んでいるので、ではど  
うするかということになってしまうのですが、事務局から差し出がましいようですけれど  
も、私どもが本日御提案させていただいたこの設置要領(案)では、いずれにしても委員  
の互選で2名の方を選ぶのだということで、そういった意味では、この16名の委員の中  
から2名を選ぶのだということで、そこは御異論がないというふうにお見受けしましたが、  
ではその2名の方を共同議長とするのか、あるいは座長、副座長とするのかというのは、  
これは私の本当に個人的な意見なのですが、その2名の方でお決めいただければ宜しいの  
ではないか。すなわち例えば委員の投票で、議長はこっちの方がいい、副議長はこっちの  
方がいいというと、何か非常に特別な、委員の総意として特別な地位が1人の人に与えら  
れてしまうという気もするのですが、いずれにしても2名の方に議事進行役という付託が  
委員よりなされたわけで、その2名の間をどう役割分担するのかというのは、その2名  
の方で、本日この場でなくても、とりあえず本日は、すみません、この後まだいろいろ議題  
があるものですから、2名だけ選んでいただいて、その2名のうちどうするかというのは  
次回までにお二人で御相談していただくということもあり得るかなと思うのですけれど  
も、相談した結果やはり共同議長になりましたというのも場合によってはあるかもしれませ  
んし、そこは私が議長をやってあなたが副議長ねということでもいいかもしれません。い  
かがでしょうか。

事務局(熊代) 今の事務局からの御提案についての御意見は、いかがでしょうか。吉  
田委員、どうぞ。

吉田委員 確認したいのですけれども、私もそう理解していたのですけれども、現行J  
ICA、JBICがある。ガイドラインをつくるために、過去こういうような委員会をつ  
くってやってきた。かつ今回出ております実態運営の報告書があって、それに対するコメ  
ントもたくさん出ている。すなわち、案を策定、新JICA、材料は既にそろっています  
よと。私としては、事務局の方で案を早急につくっていただいて、それをこの委員会で意

見をさらに深めて論点を整理し、かつ、あわせて提言という形でこのチャプター に関しては、理念と何とかと、こういうのがうまく合っていないよとか、それから、これまでの報告された実態調査なのだからこれはまずいよとか、そういう形であわせて提言ができる。そういう機能をこの委員会は持っているものだというふうに理解しています。そうすると、今まで J I C A でやったり、あるいは J E T R O でやったように、最初から案を委員会がつくっていくというのとは違いますよね、明らかにね。事務局が今までの現行プラス実態運営の調査に基づいて、あるいはコメントに基づいて、案をどんどん出してくる。それに対して我々は議論する、そういう形です、と考えていいわけですね。そうすると、この委員会の機能として議長に求められているということは、やはり論点を整理するという、かなり難しい作業で、一応4つのカテゴリ、それぞれの委員に対してはかなり違うと思いますので、かなり厳しい作業にならざるを得ないですね。そうすると、議長の方はえらい大変でございますということしか言えないのですけれども。

事務局（熊代） 今の事務局の御提案についてはいかがでしょうか。要するに2名を互選で選んだ上で、お二人でお話をして、正副か共同かを決めていただくというのはどうでしょうか。

吉田委員 基本的には権限というものがここでは、例えば国会の法律を出してそれが施行するかしないかというような意思決定で、かつそれが現実にパワーを持って動くという、そういうものに対する意思決定の委員会が求められているわけではない。すなわち、新 J I C A の人たちがそれを実際に運営し、かつ責任を負うのは新 J I C A のスタッフである。そういうことからすると、我々の役割、権限というのは、ここで言っている助言的なこと、提言的なことにすぎないということからすれば、意思決定として議長の裁量が非常に鮮明になるような一人というのは、かえってその議長に対する負担が重くなるし、ちょっとそれは大変ではないか。むしろ本当は全体の委員会の合議制という形の方が望ましいのですけれども、そういう意味ではまさに整理して調整するというような、意思決定に関与するという役割よりは、論点を整理し提言を出すということで、それに伴う責任は実は負えないということになる。したがって、なるべく責任を分担した方がいいというふうに私は思います。

事務局（熊代） ということは、お二人を選ぶのはいいということですか。

ほかに、事務局の御提案についての御意見というのはございますでしょうか。

原科委員 私は今の先生のおっしゃったことと少し違う考えをしまして、最初から

事務局がガイドライン（案）を出すのではなくて、まずこちらで、今おっしゃっていますけれども、これまでの実施状況をよく確認して、どういう課題があるかを明らかにして、だから少しそれから検討を加える。それでまとめたものをもとに事務局がガイドラインの（案）を出しまして、その後フォローアップ委員会みたいなことですね。策定委員会という格好になりますけれども、そういうような進め方だと思います。だから、もう最初からガイドライン（案）を事務局が出すということではないと思うのですよ。これはどうですか、それはちょっと確認した方がいいと思いますけれども。

原科委員 これまでをまずちゃんとレビューした上で進めるので、最初からガイドライン（案）を出すというのではないのかどうか。

事務局（熊代） 一番最初から出さないということは、この前もうお話ししましたとおりですので、あとはどの段階で議論するかということだと思いますが、少なくとも一番最初に出すということは今考えておりません。ただ、いずれかの段階で御提示したいと考えております。

原科委員 ガイドラインを新たに詰めていくのですね、そういう格好だと思います。それからさっき申した、ぜひ委員を本当は数名ふやしていただきたいと私は前から言っていますので、そういうようなことも考えられないかと思いますが。

事務局（熊代） 委員をふやすという話は原科委員から出されていますが、今のところ他の方からは出されていないようですので、この委員数を変えないという前提で、司会役というかそういう方を2人選出するというぐあいに今考えております。今の事務局の御提案、2人とりあえず選んで話していただくというようなラインについて、ほかに御意見ございますでしょうか。そういうようなラインでよろしいでしょうか。

原科委員 2人で相談すると。

事務局（熊代） 2人で相談すると。では、一応それはそういう形で御了解いただいたということで、それでは互選で進行役、司会役ということで2名を選出するという、議事進行に当たりますということにさせていただきたいと思います。

2名の互選ということなのですが、どなたかという、これまでの議論で原科先生あるいは吉田先生という名前が出ておりますが、改めてほかの方をお願いしたいとか、あるいは自分で立候補しますとか、そういう方はおられますでしょうか。

わかりました。それでは、原科委員と吉田委員のお名前が今挙っておるのですが、いかがでしょうか、原科委員、吉田委員。

吉田委員 原科先生はもちろん最高だと思いますけれども、私は最初に言いましたようにも皆さんがコンセンサスを得られる学識経験者ではないと最初に自分なりに言ったのですけれども、大丈夫ですかね。

原科委員 むしろそういう幅広くした方が重要な学識ですので。

事務局（熊代） ほかの委員の方は吉田委員が学識経験者でないとは全く考えておられないと思いますし、よろしければぜひお受けいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。原科委員はいかがでしょうか。

原科委員 やむを得ないというか、やらざるを得ないという気持ちもあります。これまでの経緯がありますので。

事務局（熊代） どうもありがとうございます。それでは、原科委員と吉田委員2名を選出するというので、ほかの委員の方よろしいでしょうか。

（拍手承認）

事務局（熊代） それでは正副にするのか共同にするのか、そこはお二人でお話しただいて決めていただくと。それについては、ほかの委員の方はお任せするということになるかと思えます。それでよろしければ、そのようにさせていただきたいと思えます。それでは、よろしく願いいたします。

一応この設置要領の議題までは私の方で司会進行をやらせていただきまして、その次の議題から、まずお話し合いしていただく必要がありますが、お願いしたいと思います。

それでは、この設置要領に関してそれ以外の点についてということですが、先ほど福田委員から御提案がありますということがありましたので、まずこれの御説明をお願いしたいと思います。

福田委員 ありがとうございます。今後の委員会の活動内容についてという提案の紙を1枚皆様のお手元に配らせていただきました。NGOの委員4名からの共同提案という形で出させていただいております。先ほどから若干この委員会は何を活動内容とするのだという話は既に議論として出ているというふうに思っていますが、私たちがこの委員会ですういったことをやっていきたいかということについての、私たちとしての御提案ということで御理解いただければと思います。またこの内容については、また皆さんで御議論いただければと思います。

今のところ事務局の方からいただいている活動内容...本日お配りした紙になるのですが、1枚紙両面、表裏のものです。「今後の有識者委員会の活動内容と進め方に対する提案」と

いう紙になります。

事務局（熊代） 「第2回新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会資料」で、「今後の有識者委員会の活動内容と進め方に対する提案」ということで、NGOの4委員から提案されたものです。

福田委員 今のところ、事務局の方から御提案いただいているのは、この委員会の中で事務局として新しいガイドラインの形について素案を提示していただいた上でこの委員会の中で議論していく、文言についてまで議論していくという形で御提案をいただいているかと思います。私たちは、基本的にはこの委員会として何かしらの形で私たちが考える新しいガイドラインの形はこうあるべきだという提言というのをまとめるという作業がここにワンクッション入るべきではないかということで御提案させていただいております。

何点かその理由というものを書かせていただきました。1つは、今確かにJBICさん、JICAさん、それぞれのガイドラインがある。これをもとに議論していけばいいのだというお話でこれまで幾つか御意見が出ているかと思いますが、必ずしもそれだけに、これからやる作業は限られないのではないかと考えています。現在円借款についてはJBICのガイドライン、それから無償資金協力の事前の調査なり開発調査についてはJICAさんのガイドラインがある。それから実は無償資金協力の本体の部分については、外務省が別に無償資金協力審査ガイドラインというのをお持ちです。これについては、環境社会配慮の部分についてはJICAからの情報に基づいて適切に配慮するという形で書かれていて、ある一定の水準を、要件をクリアしないと無償資金協力を出しませんという形ではこのガイドラインは書かれていません。

こういった3つの今相当異なる取り扱いがされている業務というのが、新しく新JICAのもとで一元的に扱われるということになります。そうすると、一体このガイドラインというのはまずどこの部分をカバーするのだろう。では調査についてはどういうふうに扱うのだろう、審査についてはどういうふうに扱うのだろう、あるいは本体事業に結びつかない今までの開発調査のマスタープランのようなものはどうなるのだろう。今でまで必ずしも環境社会配慮についてきちんと触れていなかった無償資金協力の本体の審査って、これからどういうふうにするのだろう。いろんな課題をこれから議論しなければならない。実は今のJBICとJICAのガイドラインを2つ束ねればガイドラインの形がある程度見えるかということ、必ずしもそんなことはなくて、ガイドラインの全体の構成なり目次なりから議論していかなくてもいけないという状況であると認識しています。そういう意味

では、最初に事務局の方から素案をいただいてそれを議論するというのは余りにロスが大きいき、私たちとしてどういうガイドラインの形があるべきなのかという最初の段階、目次の段階から議論していきたいなと考えています。

2点目ですが、そもそもせっかくさまざまなステークホルダーの方が集まってこの委員会に貴重な時間を使われていらっしゃるという状況があるわけですから、ぜひステークホルダーの間で新JICAのガイドラインというのはどういうふうにあったらいいのだろうということについて、一定の結論を目指して議論するというプロセスを踏みたいなと思っています。新JICAさんが既に素案を提示してしまっていて、それに対するコメントを議論するということになってしまえば、これはそれぞれの委員对新JICAさんという形での議論になってしまっていて、ある意味パブリックコメントをこの会議の場でやるという性格にすぎないものになってしまうのではないかと考えています。むしろここにお集まりいただいている委員の方々皆さんで、私たちの間でこういったガイドラインがいいのだろうということの中で議論し、一定の結論を得る。もちろん結論が得られない場合はあるでしょうし、先ほど廿枝さんがおっしゃっていましたが、そこについては両論併記ということになることはあるかもしれませんが、少なくともいったん私たちの中でこういうガイドラインがあるべきだということについて結論を得るという機会があった方がいいと思います。そうでないと、結局一体委員会でこういった議論がなされたのかという点について後から確認するのが困難になってしまいますし、最終的に私たちの委員会の意見はこうでした。新JICAさんのガイドラインの案というのはこういうふうになりました。その違いについて、新JICAとしてはこういうふうを考えるから、私たちはこうつくりましたという検証のプロセスというのも困難になってしまうのではないかと考えています。というような理由を、ここでは縷々述べさせていただいております。

私がもう1つ気になっているのは、さっき高橋さんがおっしゃっていましたが、私たち自身も一体新JICAに対してこういった提言をしたのかということについて、外部のステークホルダー、ここに集まっている一般参加者の人なり、あるいは日本の市民社会、あるいは途上国の人たちに対して説明しなくてはいけないということを考えると、やはり議論の中でだけもんでいくというプロセスでは、私たち自身のアカウンタビリティという意味でもきちんと果たせないのではないかと考えています。

ということで、活動内容についてと活動スケジュール案というのを簡単に提案させていただきました。活動内容については、今あるJICAさんの方からいただいている要領案

から大きく違う部分というのは、1つはまず論点整理のために現在の運用確認、現在のガイドラインの実施状況運用実態、あるいは環境社会配慮に関する国際的な潮流、新JICAの業務の流れ等についてまず検討をし、論点を整理するというプロセスが必要であろう。2点目は、新JICAに対して助言ということになっていますが、もちろん助言という言葉は非常に広くとれる言葉ですけれども、やはり具体的に提言をすることとを盛り込むべきであろう。3点目として、実際に提言がどのように新JICAさんの案の方に反映されたのかということについて、この委員会でフォローアップしていきたいということを提案させていただいております。

以下の活動スケジュール案の方はざっくりとつくったもので、別にこれに従ってがりがりやれということではないのですが、少なくともこれぐらいの議論を私たちとしてはこの場で行っていききたい。論点整理については、今実際もう実施状況確認、あるいは運用実態確認というのが出てきて若干始まっているわけですが、そのほかにも実際に現行ガイドラインのもとでの事例研究、あるいは新JICAさんの今後の業務体制、業務フロー、ほかの国際機関、国際の環境社会配慮というのは今どうなっているのかといったことをみんなで情報を共有し、論点をまとめていくという作業がまず必要だろう。そこでまとめられた論点について議論し、提言というのを委員会として作成し、新JICAさんに提出する。その上で新JICAさんには、パブリックコメントにかける案をつくっていただきたいと思います。

もちろんこの論点に関する議論の中で、事務局なりの考えというのをペーパーとしてこのテーブルの上に乗せていただくというのは、それはそれであって構わないと思うのですが、しかし全体像がいきなり出てくるということではないのかなということ、前回お話しさせていただいたとおりです。ひとまず、NGO側からの提案ということについての説明は以上にさせていただきます。

事務局（熊代） 以上がNGOの委員の方々からの御提案ということですが、これについてほかの委員の方から御意見ございますでしょうか。早水委員、どうぞ。

早水委員 この御提案に対してちょっと不明な点があるので教えていただきたいのですが、今口頭でおっしゃいましたが、これだと新JICAのガイドラインの案をつくるのは一応事務局という意味ですか。提言の中に委員会の案をつけるという意味ではないということなのですね。こういうふうにした方がいいというのが提言で、それを受けて、ここで言うと5の後に事務局が案をつくるという理解ですか、この流れは。

福田委員 できることであれば、この委員会の中で最終的な文言についてまで提言の中に盛り込めるだけの議論ができればいいなというふうには思っていますが、それはもう議論がどれだけ詰められるかということにかかってくると思います。ということでお答えになりましたでしょうか。

早水委員 一応意図はわかりました。

事務局（熊代） ほかの委員の方、御意見、御質問等ございますでしょうか。

早水委員 案が出る前に十分な議論をするというのももちろん必要だと思いますけれども、私もこのコメントで実は申し上げましたが、今回の案をつくるに当たっては2つ考えなくてはいけない。1つは、これまでの実施状況ですね。報告書から出てきた、どんな課題があったかというのを整理して、それを反映させなければいけないというのが第1点。第2点は、JICAの2つのガイドラインがあるのが新しい業務になって、新しい業務を反映させるのにどういう点を変えなければいけないのかというのをきちっと整理して、それを反映させるということ。この2点をちゃんと事前に議論する必要があると思います。その上で、そういう課題が整理できたら事務局が案をつくって、それをこちらに出していただいて、それを議論した上でパブコメ案という成案になる。この間そういう手順もおっしゃいましたけれども、パブコメをかけてから、パブコメを受けて直したものをもう一回議論する。大体こんな流れかなとは思うのですけれども、そういった意味で前の論点の整理というのは必要だと思います。ただここまでやると、1から、案ができるまでにすごく時間がかかるような気もするので、ちょっと時間的に大丈夫かなという不安がありますが、ステップとしてはそういうステップは必要だというふうに一応考えておりますので、前回に続いて意見を申し上げました。

事務局（熊代） どうもありがとうございます。それでは松下委員、お願いします。

松下委員 議事の進め方ですが、今の御提案は現在の設置要綱（案）に対する御意見ですか。それとも中身に関する議論ですか。どちらでしょうか。NGOの皆さんの提案は、設置要綱の変更につながる御提案か、それともこれからの進め方の内容についてでしょうか。

事務局（熊代） 福田委員、いかがでしょうか。

福田委員 現在いただいている設置要領（案）の中には、3番活動内容という部分があります。活動内容は、「必要な助言を行う」という形になっていて、まあ、どうしても読めるといえばどうしても読めるので、これは修文してくださいということを強く申し上げる



つもりはないですが、ここで提案した活動内容というのは基本的にはこの、私たちこの要領（案）をこのように修正してくださいという意図でこの活動内容については提案させていただいております。活動スケジュール案については、流動的なものですし、皆さんでそれぞれ議論が進むにつれていろいろ変わっていくところはあると思いますから、別に設置要領の中に盛り込む必要はないのかなど。むしろここでどういうふうな方向でやっていくということについて私たちの考えを共有させていただいて、議論の材料にさせていただければということで提案させていただきました。

松下委員 今後の活動の進め方について、スケジュールも含めて議論は必要だと思うのですが、まずは設置要領をある程度確定した上で、それに基づいて今後の具体的な活動内容について議論をした方が、順序としては整理ができるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

福田委員 特段異論はありません。

事務局（熊代） 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 一応共同提案者になっていますので、ちょっとだけ補足をさせていただきますと、設置要領の活動内容のところ、「必要な助言を行う」という表現になってはいるのですが、ここに対する理解の幅がまだ少しあるような感じがするのですね。そこをきちんと委員の中で了解をとるということは、今後の作業をある種円滑にスムーズに進めていく上でも必要な作業かなというふうに私は思っています。その意味で、今度こういった作業が必要なのか、どういったアウトプットが必要なのかということについて、ある程度のイメージを持つという意味において、具体的なイメージをできるだけ持ちやすいという意味で、今回こういう形で提案をさせていただいているという次第です。

少しだけあと補足すると、先ほど早水委員の方からおっしゃられたように、今この委員会で議論するガイドラインの議論に関しては、確かに2つ既にあるものがあって、でもそれをただ単にホチキスどめすればいいというものでは全然ないのだろうと思うのです。僕は3つの要件があると思っていまして、2つは早水さんと同じなのですが、過去の運用からのレビューというか、それをきちんと踏まえるということと、2つ目に新しい援助の体制というか、JICAの体制にどういうふうに適用するのかということと、3つ目は、これはそんなに大きなものではないと思いますけれども、この5年間の国際情勢の変化という中で、特にオーナーシップとかそういった議論というのは、あとアカウンタビリティの議論というのはかなり進んできていますので、そういうことも含めてどういうものにする

のかということだと思っております。特に2つ目の新しい組織スキーム、フローに合わせるということに関して言えば、ほぼ新しいガイドラインをつくるぐらいに等しいのだろうと私は思っているのです。その意味において、2つのファンクションというか、きちんと提言をするということと、それを文言に落とし込むという作業を、これは1委員会2ファンクションという形でこれはやらざるを得ないのだろうと思っております。そういう、ある種手続というかプロシーチャーを、ここで言うところの活動内容に「必要な助言を行う」という文言の解釈として、きちんと私たちはこの委員会の中である種の共有理解をとった方がいいのだろうということで、こういう提言をさせていただいた次第です。

事務局（廿枝） 設置要領については、私どもも一課長だったりするものですから、本日この場で、御提案した設置要領をまたこういうふうに変えるということについて、JICA、JBICを代表して分かりましたというふうに申し上げるのはなかなかしんどいのですけれども、御提案ですが、この活動内容のところについて、先ほど、今いただいたこの御提案について、この後もうちょっとお時間、もちろん議論いただくということでありまして、これを設置要領にどう落とし込むかということについては、我々持ち帰って、また来週中に皆様に検討した結果を御相談させていただければと思います。ただ、いただいたこの活動内容の中身については、第1回のときに私の方からも申し上げたようなことでもございますし、1点だけを除いて我々としてはそんなに違和感はないのではないかと思っております。1点と申しますのは、先ほどから言われております提言の取りまとめというところで、元々も私どもはそういうふうな形をお願いしていないものですから、むしろそこは委員の皆様のお感触として、助言の形として、やはり各会において口頭で助言するというような形から、文章にまとめる形で助言をするということ、敢えてこの設置要領の中で提言を取りまとめるということを入れるということでお引き受けいただけるかどうかというのは、NGO委員以外の委員の方々のお感じをむしろ我々本日聞いた上で、では設置要領にどう、場合によってはこのままに移すのか、あるいは若干また提案させていただくかというのは、来週にでも我々の方から御提案させていただきたいと思えます。提案を取りまとめるというのを明確に活動内容に位置づけるということについて、他の委員の皆様のお感触をいただければと思います。

吉田委員 これは、今設置要綱のところの活動内容の「必要な助言」というのを別に改めて直す必要はなくて、委員会では必要な助言とは具体的にこうこうであるというものを決めて、事務局と納得すればいいですよ。それを改めて書き直すのであればそれはそれ

でいいのですけれども。福田さんに質問なのですけれども、提言書作成という、提言というのは具体的にどういうキーワードで構成されるものなのですか。

福田委員 すみません、質問の意味がよくわからなかったのですが。

吉田委員 提言書、提案というのを作成しますね、委員会ですね。提言案というものは、どういう構成、どういう内容で構成されるというふうに今考えておられますか。

福田委員 基本的には、前回のJICAの改訂委員会同様、新JICAのガイドライン案の最終的な形について、委員会としてはこう考えますという提案をするというペーパーを考えています。

吉田委員 新ガイドラインの案を策定するということですか。

福田委員 新ガイドライン(案)を、文言レベルで提案をするということです。ガイドライン(案)を策定するのは新JICAさんしかできないことなので、ここでは具体的に最終的な私たちが提案する文言というのを提示するというところまでを考えています。

吉田委員 私はむしろ、事務局が作成するであろう案に対する留意事項というものを整理して、それで投げかけるのかなと思ったのですけれども、福田さんの御意見ではむしろ素案みたいなのをこちらがつくって、それを持っていくという。そうすると、この5回ぐらいでできるかなと、ちょっと心配になります。タイミングが、恐らくそれを始めると2年はかかると思うのですよね。ここで決めるのに1年かかって、やりとりに1年ぐらいかかる。そんな感じを私はしてしまうのですけれども。

事務局(熊代) ほかの委員の方、それでは千吉良委員お願いします。

千吉良委員 まだ提言というイメージがよくつかめていないのですけれども、ここに多くの委員の方がおられて、要するその意見の集約を図っていく、1つにまとめていく、そういうことだと思うのですけれども、例えば16名の委員の方がいて、これが9名の方の意見と7名の方の意見であった場合に、7名の方の意見でも、そういった意見の方が7名いるということは僕は無視できないことだと思うので、そういった意味で多数意見、少数意見、有力意見とかいう形で反映されるのかどうか、その辺も確認したいなと思います。

福田委員 それは先ほど申し上げたと思いますが、そのような形で意見が分かれて、最終的に調整がつかないということであれば、その見解を並列的に書くということは考えられると思います。もともと現行のガイドラインをつくった際のJBICの研究会の提言、それからJICAの改訂委員会の提言というのをもしかしたら委員の方で目を通していらっしゃるということもあるかもしれないので、配っていただいた方がいいのかなとい

うふうに思いました。

事務局（熊代） 原科委員は。

原科委員 私は、そういう意味というか、吉田委員がおっしゃったように、最初からとなればやはり2年ぐらいはかかるという感じを持ちますけれども、そうではないと思うのですね。今高橋さん、福田さんがおっしゃったように、もうJICA、JBIC、それぞれガイドライン研究会報告がありますから、既存のガイドラインもある。だからやはりそれを踏まえてというのは、これはもう要領に書いていますね、現行のガイドラインを踏まえてと。踏まえてということは、やはりこれまでのことをレビューするというのがスタートだと思います。その意味では、1年弱で十分可能だと思うのですね。ただ5回ぐらいでは物理的に不可能ですね。ですから、そういうようなことで考えて、さっきのようなことを申し上げたのですけれども。ですから私はそういったものをレビューして、ある程度ガイドラインのあるべき姿というポイントを整理したもの、何とかの中間報告みたいなことの、提言というよりも、委員会で議論したことを中間報告みたいな形でまとめた上で、それを踏まえてガイドライン案をつくっていただく。そのガイドラインを、中間報告を見ながら議論していけば、かなり効率的にいくのではないかと思います。そういうことで、そんな段取りを考えたらちょっと10月は難しいから年内と申し上げたのですけれども。でも年内には、そういう格好なら可能だと思います。

だから、委員会で、トータルで提言を、スキームを出していくという言い方よりも、これまでのことを、つまりこれまでの研究会報告でやっているわけですから、そういったものを、しかも実際に実行したガイドライン、両方から見て、それから世界、国際的な動きも眺めながらどうしたいかという、次の新しい改善の方向を示す。それに従ってガイドラインをぜひつくっていただいて、そしてそれをお互いにこの場で検討して固める。それをパブリックコメントに出しまして、パブリックコメントに出した後は当然フィードバックしますから、それもこの研究会で検討します、この有識者会議でね。そういう全体のプロセスを最後までやる。そうすればやはり最短で年内ではないかということを再三申し上げております。

事務局（熊代） 提言をまとめるということに関して、ほかの委員の方の御意見ございますでしょうか。

原科委員 提言というよりも中間報告のような感じではないかと思うのです。議論したものはどういう議論をしたかということをも1回整理しないと、議事録だけではわからない

でしょう。それをまとめるために、やはり議長がしっかりしなければと、そういう意味で申し上げたのですけれども。しかしそれはあくまでも、この有識者会議で議論したことである。それを整理する。その意味では、さっき千吉良さんがおっしゃったように、いろんな意見があったら、それはわかるようにした方がいい。しなければだめですよ。

事務局（熊代） 中山委員。

中山委員 「必要な助言を行う」ということで、必要な助言がばらばらでいるんな人が出たというのでは、これだけの多くの方と世間一般の人には通らないと思います。委員会があって何をやってたのだということになるので、わかりやすい形で整理をするということはやはり説明責任だと思います。そういった意味で、この表現で私は読めると思いますが、もちろん提言とかというもので行けばいいのでしょうかけれども、私自身は、能力からいってそんな力はありませんですね。ということは、私は結構いい仕事をしていると自負していますが、それは組織でやっています、ただ今回の場合は組織か個人かで、迷っているのです。一応組織を代表して委員をお受けしたのですが、今回の委員会のためにいろんな仕事をやるとなるとかなり制約を受けまして、かなり厳しくなります。ですから、私自身はかなり頑張ろうと思っていますが、どこまでできるかという自信がないので、この場で提言を取りまとめるとはちょっと言えませんが、ただ最大限にいいものをつくっていこうという意気込みだけはございます。

事務局（熊代） 早水委員。

早水委員 私の考え方は、原科先生がさっきおっしゃったようなやり方になるのがたぶん一番いいかなという気がしています。福田委員がおっしゃった説明は私に対する回答とちょっと違っていたと思います。提言というのはその案までほぼ作ってしまうようなふうの後でおっしゃったと思うのですが、それだと原科先生がおっしゃったようにかなり時間がかかると思います。そういうやり方ももちろんあるとは思いますが。事務局が案をつくるやり方、委員会が案をつくるやり方両方あると思いますけれども、今回に限っては既存のものが2つあって、しかもその組織が合体して業務はどうなるかというところから作ることにになるので、それは会社側の責任といいますが、責任という言い方は語弊がありますけれども、会社側の事情で変わるということなので、事務局の方が会社側の事情で変更せざるを得なかったところに精通しておられるので、案は事務局が作られた方が効率的に進むのではないかと、今回に限っては思います。ただその前に、提言にするかどうかわかりませんが、委員会で、変わることによる問題点や留意点を整理することと、これま

での運用を踏まえた問題点を整理することはやっておいた方がよくて、それが原科先生が中間報告という形でおっしゃったものだと思いますけれども、それを踏まえて事務局が案をつくる。それに対してもう一回議論をして、パブコメの案をつくるというような手順が いいのではないかと考えます。

事務局（廿枝） 提言を取りまとめているというところですが、例えばこういう形ではどうでしょうか。我々も聞きっ放しでまた次の会合に臨むというのだと、議論がきちんと進んでいかないということになりますので、当然のことながら事務局としては、いろんな方々の論点が出てきて、我々からも論点を出して、かつ各論点について、こういう意見があったというようなことは、事務局の普通のお仕事として当然まとめさせていただいて、委員の方に送らせていただいて、ちょっと待て、私が言ったことが入っていないんじゃないかということについてはコメントをいただくとか、私が言ったのはこういうことではないと修正をいただくというようなことは逐次やっていく。それを見ながら、皆さんにまた御議論いただくということで、それを回を重ねていくに従って論点ごとのいろんな意見が出てきて、違う意見が集約されたりとか、あるいは残ったりというようなこともあるかもしれませんが、そういうアウトプットが蓄積されていく。

そうしたときに、それに加えてさらに提言書というと、その過程で逐次インプットしていただければ、それは事務局として取りまとめるというのは当然やっていくと、それなりのボリュームの成果物ができてくるのだと思うのですけれども、我々としてはそれを踏まえてもちろんガイドライン自体の案を作って、またそれは逐次テーブルに乗せさせていただいて、また叩いていただくというようなことで議論が進んでいくのかなというイメージは漠然と持っていたのですけれども、そうすると、実際問題としてどこまで委員に御負担をかけるかということにもつながってくるのですが、基本的にはそういう取りまとめとか事務作業は我々事務局の方でやらせていただいて、委員の方からはきちんと自分が言ったこと、あるいは自分の意図したことがそのとおり反映されているかどうかということについてチェックをしていただくということであれば、そんなに御負担をかけずに、かつそんなに議論があっちに行ったりこっちに行ったりせずに、かつまたガイドラインの素案にも反映されているかどうかをその都度チェックしていただきながら、それなりのペースで進んでいくような気もするのですけれども、そういう形ではいかがですか。それではなくて、福田委員が意味しているのは、委員みずからが手を動かした何ものかを、それは先ほど高橋委員もおっしゃったような、外部へのアカウンタビリティという観点からも、事務

局が作ったものではなくて、委員自ら作ったものがやはり大事だということなのか。

福田委員 何点かクラリファイしたいのですけれども、まず1点は、設置要領にある活動内容についてどうするのかという話が最初にあります、これは吉田委員のおっしゃるとおりで、これはこれで別にそのままで構わない。ただこの中で、委員の皆さんと事務局との間で、一体この委員会はどういうふうなことを今後やっていくのだろうという共通理解が必要なのではないかという趣旨で提案させていただいていますので、恐らくまた活動内容を実際に変える、このペーパーを変えるということになればそれは大変な話だろうと思いますので、それはそれで御検討いただければいい話なので、必ずしもこれを変えるという話をしているわけではないということは明確にしたいと思います。

2点目ですけれども、先ほど私が申し上げた最終的なガイドラインの文言まで盛り込んだ提言をつくるというのは、その1つのイメージとして申し上げた話であって、そこまで行けるのか、あるいはその必要性がどこまであるのだろうという話はちょっと論点整理をしてみないとわからないなという部分は私自身も正直言っています。ただ、今、廿枝さんがおっしゃった作業のイメージと大きく異なるのは、1つ提言をまとめる、委員の間で何かしらの方向性について合意することを目指すというプロセスが重要なのではないか。それは決してJICAさんが持っている案について、それぞれの委員がこういうことを言ったということが記録に残るだけではなくて、委員会として、せっかくさまざまなステークホルダーが集まる場で、こういう1つの方向性について新JICAさんどうですかという提案をする方向に持っていくというのが、この委員会という形で皆さんが集まっている場というのを最大限活用できる、そして外に対してもアカウンタブルにできる方法ではないかということで御提案させていただいているということです。

事務局（熊代） 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 私もここで福田委員にクラリファイしてほしいと思っているのですけれども、この設置案についてのこの「必要な助言」というのは、大きな意味でいけば提言なんかも含むということで、必要ならこれ直していただいて必要な提言ということにしてもいいと思うのですけれども、提言の中身について、先ほどから言われていることで違和感を持つのですけれども、例えばJICAのガイドラインを見たときに、あれは文字どおり一からつくったわけですね。それこそ松本さんなんかも入って、みんなでけんけんごうごうやってきたわけですね。そして、最終的にまとまった。そういう面ではプロセスはもう積ん

できているわけですね、一方、何回かは別にして論点整理とか、今まで実施してどうい  
う問題があったか、課題は何か。それは整理するのは非常に大事だと思うのですが、  
その後で委員会でゼロからまた文章を考えていこうというのは、今までやってきた経緯か  
ら考えると、そこまでやるのかなという気がします。全く新しいものというよりは、むし  
ろ現在問題があれば、ここをどう変えていこうかということを経験して、そこで  
提案をしていく。提言して変えていっていただくということが求められているので、全く  
違うような文章や、ガイドラインを作るのではなくて、やはり最終的には現行のガイドラ  
インの中に織り込まれていって、よりいいものにしていくというのがこのねらいだと思  
います。そういう面ではゼロからつくるというようなイメージは、僕はわからないのですけ  
れどもね。要するにもう既にある、さんざん苦労してつくってきた。それをどう今の状  
況に合わせてよりいいものにしていくかということだろうと思うのです。そこはみんな  
でぜひ知恵を出していったらいいと思うのです。ゼロに戻ってというようなニュアンスを  
何遍も強調されるので、ちょっと私は個人的には違和感を持って聞いていたのですけれ  
ども。

福田委員 もちろん今のガイドラインがあるのは承知していますし、今あるガイドラ  
インを、今まで問題があったのでこういうふうに変えていきたいと思いますという議論も1つある  
と思うのです。例えば現在あるJ B I Cのガイドライン第2部、あるいはJ I C Aのガ  
イドラインの別紙1という相手国に求める環境社会配慮上の要件というのは、これは恐ら  
く改訂という作業になって、私たちとしては多分この部分についてはこのように変えて  
くださいということを新J I C Aさんに申し上げていくということになるのだと思います。

一方で、実は今のガイドラインでカバーされていない部分というのはあるわけで、例えば  
無償資金協力における審査というのは何をやるのだろうかというようなところというのは、  
今のガイドラインではカバーされていないわけです。これについては、新しくその規定を  
つくるという作業になっていくのだと思います。なので、必ずしも全体の提言のイメージ  
が明確でないとと言われるとちょっと厳しいものがあるのですが、それは1つ1つ論点整理  
をしていって、この委員会として新J I C Aさんに何を言いたいのかということが整理さ  
れていく段階で明らかになる話だと思うのです。ここで最後の提言のイメージをがち  
議論しなくてはいけないということでは、私は必ずしもないとは思いますが、いずれに  
せよ今のガイドラインを前提として改善について提案すべき点もあるだろうし、これから  
新しくガイドラインとしてこういう規定を設けてくださいという点、両方含まれていくの



だと私は思っています。

原科委員 無償資金協力に対してガイドラインで扱ってないというのはちょっと誤解があるようなので、これは扱っています。このガイドラインは、まずスクリーニングをして JICA の事業すべてが対象ですから、開発調査に無償資金、それから技術協力全部対象だから。それでスクリーニングしますから、無償でも引っかかってきますよ。だから、実際に審査をこの前やったじゃないですか。無償資金協力に対して全く関係ないわけではない。ただ、今度、新 JICA では JICA の機能が変わるので、その意味ですか、今言っておられるのは。

福田委員 もちろんそういうことは存じておりまして、JICA のガイドラインに今カバーされているのは、無償資金協力のうちの事前の調査の部分である。一方で審査については外務省にガイドラインがあって、それについては基本的には JICA からの情報に基づいて判断するというので、クリアすべき要件という形では設けられていないというのが私の理解です。

事務局（廿枝） あっという間に 1 時間半たってしまったのですけれども、いかがでしょうか、また差し出がましいようでも、設置要領については、提言がどうあるべきかということをお今の段階で、この 16 人の方々が共通認識を抱くというのは正直ちょっと難しいかなという感じがします。ただ、福田委員の御意見の趣旨は皆様御理解されたと思うのですけれども、いかがでしょう、この設置要領は設置要領として、もうこれはこれでセットさせていただいて、ではそこで言う「助言」というのは何なのだというのは、まさに福田委員も先ほどからおっしゃっているように、今後の議論の進む中で論点を整理して、ここのところは具体的な文言まで提言した方が効果的だという部分もあるかもしれないし、あるいはもうちょっと総論的なところはそもそものあるべき姿みたいなことを御議論いただいて、意見が分かれるところは当然少数意見も、まさにこのガイドラインのポリシーでもあるように反映するというような形で、何らかのアウトプットが、事務局は事務局の作業として必要なものは当然やっていくわけですが、それに足りずに委員会として何らかのものをまとめるべきだというふうになっていったら、それはそのときにまた委員会で御議論いただいて、何か作っていただくということもあるかもしれないし、あるいは各委員が別途出しましょうということになって、それを取りまとめようというやり方になるかもしれない。そこはあまり今の時点で、何かやり方を決めるというのはちょっと難しいかなという感じがするのですけれども。よろしければ、こういう御提案をいた

だいたということは明記しつつ、最終的に提言がまとまるということもあり得べしということをもって、議論を先に進めてみてはいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

松下委員 今の甘枝さんの提案に賛成いたします。とりあえず設置要領をまず固めて、それから福田委員の提案されたことはこれからまた別途改めて活動内容の中身だとかスケジュール案で議論を重ねていけばいいと思います。

それから、今の議論は活動内容自体でかなり各論の論点に入ってしまったっており議事が少し先に行ってしまったています。現時点では必要な提言ということが非常に幅が広く、議論の進め方によっていろんな形がありうるということを相互理解として持ち、その上で今後また議論していくという形でいかがでしょうか。

事務局（熊代） この点について、ほかの委員の方。

原科委員 進め方について、順次検討していくために、前我々はこのJICAの研究会とフォローアップ委員会では、ビューローとかいいまして幹事会みたいなのをつくったのですよ。それぞれの分野から1人ぐらいずつだから4人ぐらいかな、それと事務局の方と5～6人でやりましたので、そういうのをつくって毎回今みたいなことをきちんと整理して進めていく、そんな格好とったらどうでしょう。だから行政の方からお一人とか、産業界からお一人、NGOからお一人、我々、委員長とか副委員長というような格好でやりましたので、それと事務局です、もちろん。5～6人でそういう、そうすると両方の意見が交換できて進め方もかなりお互いに理解できるし、答えも出しやすいのではないですかね。毎回これを本当にこういう場でやっている、それだけで時間食いそうなので、ちょっと危ないなという感じがしますね。

吉田委員 原科先生のイノベティブなものは前回非常に機能したと思います。ビューローという幹事会ですね。やはりインテンシブな形で4～5人のグループできちっと整理して、当然こちらに戻していく、議論しながら前に進めていくという、ぜひやっていただきたい。

高橋委員 私も今の原科先生の言う議事運営ということ、そういうビューローという形で設置して進めていくというのが、一番スムーズに進む形でいいのかなと思っています。先ほど甘枝さんの方から御提案があった例えば文言を提言してくるタイミングなのですから、私自身、今の時点でも業務フローがまだはっきりとわからない新しいJICA体制の中で、その新しい業務フローの中で、このガイドラインのあり方も大きく変わるよう

な印象を持っているものですから、そうするとどのタイミングでそういうふうに出してもらった方がいいのかということなども、毎回毎回ここで全員で議論しているとなかなかうまくいかない中で、そういうビューローという形で少しそこをちゃんとチェックしていただいて、こういったタイミングでこういった資料を出していただいて議論していくのがいいかということを進めていくと、もう少しスムーズになるのだろうと私も思います。

事務局（廿枝） 今回一応16人ということで、原科委員先生を増やせ、増やせとずっと言われ続けつつも16人ということでやっておるわけですが、さらにその中で一応4分野ですので、学識経験者をお二人議事進行役に選んでいただいて、残りの産業界とNGOと政府とお一人ずつ、また何かお役目を追加をお願いすることになることについて、若干我々忸怩たる思いがないわけではないのですが、引き受けていいよということであれば、そこはもちろん我々はむしろお願いする立場ですから。効率的だったという御意見が続いたように思いますけれども、他の委員の方々はいかがでしょうか。

中山委員 初めてで申しわけありませんが二点ばかり教えてください。1つは、ビューローをやるということは、分野の代表がころころかわってもいいのですか。例えば産業界からの委員が4人いるのですけれども、それがかわっていいかどうか。もう1つ、ビューローの場合例えば情報公開でオープンなのですか。

原科委員 経験から言うと一応メンバー固定ですが、ただ産業界の代表は当然、一応代理も可能だということで、基本は固定です。ビューロー自体の公開性は余りないですね。ただ、結果は報告します。それから、この場できちっと報告しますから不透明ではありませんが、完全な公開ではないです。公開するとなると段取りが面倒ですからね。効率的に進められると思います。

早水委員 私も前回のを知らないのので教えていただきたいのですが、ビューローというのは多分ロジというか、進め方について議論する場ですね。中身について議論するわけではなくて、進め方をこうしましょうとか、そういう話ですね。

原科委員 スケジューリングとかですね。

北村委員 外務省の北村です。私も前回の経験はないのですが、そういう形で効率的に議事が進むということであれば、そういうものを設置してもいいのかなと思っております。

事務局（廿枝） 例えば議事の進め方について、こういう場でなくて別途御相談するというのであれば、せっかく先ほど議事進行役ということでお二方選んでいただいたわけ

なので、例えばそのお二方と我々事務局で確認をしながら、その都度もちろん次回はこの議題というか、こういう進め方ということは当然16人の方には逐次フィードバックをして、またそうじゃなくてこうだという意見があればもちろんそれも受け付けるという形ではまずいのでしょうか。やはり必ず各界からお一人ずつということでしょうか。

原科委員 そういう例があるかどうかわかりませんが、経験としてやはりそれぞれ分野から出ていただいた方が、コミュニケーションとか合意の形成にはスムーズですね。だから、もし我々二人でもういいと皆さんがおっしゃるのなら、それでもいいと思いますけれども。ただ、むしろ行政の方の立場とか産業界の方だとかNGO、それぞれのいろいろなことがありますから、そういう情報がスムーズに入るのでもいいかなと思います。

事務局（廿枝） よろしければ事務局で検討させていただけますか。要領上は、議題は委員会で決めるということでございますので、ビューローを設置するなら議題案を揉むということですよ。

原科委員 特に議題案を考えると、それぞれの分野の方が代表で出ていけば事前の検討がしやすいでしょう。そういう意味です。

事務局（廿枝） いずれにしても、毎回1時間以上こういう議事進行のあり方、今はこの委員会の立ち上げの時期なので今回までは御勘弁いただくとしても、これが常態というのはもちろんあってはならない姿だと思いますので、一旦引き取らせていただいて、お二方と別途相談させていただいて、また皆様に御相談させていただくということで、お願いしたいと思います。

事務局（熊代） 1点だけ。ビューローというのは、議題案を確認する、早目に議論すると、こういう考えですね。

原科委員 あと、その議題に伴ってどんな資料を用意していただくとか、いろいろ少し付随して出てきます。基本はそういうところですね。それから、全体のスケジューリングが大事です。

事務局（熊代） そこは事務局の方で検討させていただきます。

そうすると、設置要領をセットした上で、内容については若干議論を進めながら、最終的にどういうアウトプットをするかというのを、今決めるのではなくて若干議論を深めながらやっていくのでどうかというのが、その前の御提案だったと思うのですが、そこはそういうことでよろしいでしょうか。それとも今さらに時間を使う、あるいは次回の最初使って、アウトプットイメージをさらに議論するという、このあたりはどうでしょうか。

福田委員 先ほども申し上げましたが、具体的なアウトプットのイメージそのものについては論点整理を進めていく中で議論しながらでないとなかなか煮詰まらないのかなというのがありますので、その部分についてここで決定していただきたいというつもりはありません。ただ、ある程度論点を整理した段階で、では具体的なそれぞれの論点について議論していくのに、それぞれ自分たちがコメントを出せばいいのか、あるいは委員の中で一定の合意形成を目指すのかというのは、相当議論の仕方自体が変わってくる話だと思いますので、少なくとも論点整理が終わって具体的な論点の議論に入るあたりの段階では、ではどういうふうにしましょう、提言書的なものをつくっていくことにしましょうかどうかということについては、またきちんと委員の中で御相談できればなと思っています。

事務局（熊代） どうもありがとうございます。今の福田委員の御提案のようなライン、論点の整理が終わって議論に入る前のところで、もう一度この件について意見交換をするというふうなことで、いかがでしょうか。

はい、わかりました。では、それはそういうことでやらせていただきます。

あと、この設置要領につきまして、それ以外の点で何か御意見等ございますでしょうか。

ございませんようでしたら、一応設置要領（案）はこれにしまして、内容については論点整理が終わったところでもう一度議論するというにしたいと思います。それでは、一応1番目の議題はこれで……どうぞ。

オブザーバー（田辺） J I C S E Sの田辺と申します。1点、情報公開に関して事務局側にお願いがございまして、一般参加者としては、毎回大量の資料をその場で見るというのはなかなか厳しい状況にございまして、できる限りでいいのですが、事前にいただけるものに関しては、できるだけ事前にウェブサイト公開していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局（熊代） 出すタイミング、できるタイミングというのがありますので、全部できるかどうかというのはちょっとわからないのですが、可能なものはそういう努力をしたいと思います。ほかに、一般参加者の方で本件について御意見、コメントはございますでしょうか。

原科委員 今のに関係して確認ですけれども、議事録及び情報公開のところ、委員会開催の都度、発言者名とともに議事録を作成すると。議事録はすべて公開ですね。そのときは資料もあわせて公開するということですね。

オブザーバー（田辺） 事前に。

原科委員 事前もいいのですけれども。だから事前に全部配付できなくても、全部公開になれば後には全部わかるでしょう。だから事前に一部公開でも、残りもわかりますし。

事務局（熊代） もちろん資料は基本的には公開です。

原科委員 ですから、事前にできるだけふやしてもらいたいという。

事務局（熊代） では、ほかに御意見は。

北村委員 これで休憩なりを挟んで（２）の議題に移るという理解ですが、その関係で設置要領に直接関係するものではないのですが、一言申し上げたいことがございます。いわゆるスケジュール観をどういうふうに持っていくかということで、私が出させていた数少ないコメントの一つとして、１０月１日にＪＩＣＡ、ＪＢＩＣが統合するのであるから、新たなガイドラインについてもその期限までに策定することを目指すべきだということをお願いした次第です。もちろん先ほど原科先生の方から過去の経験を踏まえて１０月１日は難しい、早くても年内だというような御発言がありましたので、その御発言自体非常に重いものと考えておりますが、他方でこのＪＩＣＡ、ＪＢＩＣの統合というのは、日本のＯＤＡにとっても大きな出来事ですので、現時点で例えば外務省が対外的に新ＪＩＣＡ誕生に向けていろいろと準備を進めています、ただ、ガイドラインは間に合いませんということは今から看板をおろしてしまうのはさすがに別の意味でのアカウントビリティから難しいかなと思っています。もちろん１０月１日を錦の御旗とする必要はないとは思いますが、まずはそれを念頭に置きながら議論して行って、その過程で当然議論が不十分であればさらに時間をとって議論する、その結果として新たなガイドラインの策定が統合に間に合わないということは当然あるかと思えますけれども、まずは目標というものについて今の段階でおろすわけではないということについて、この場で認識の共有をさせていただきたいと思っています。繰り返しですけれども、最後まで何が何でも１０月１日にこだわるということではもちろんございませんが、新ＪＩＣＡ統合を目指して新ガイドラインを策定する、そういう心意気でやっていきたいと思っております。

事務局（熊代） それにつきましては、委員の方の御意見は聞いてないのですが、この後、実態調査等の質問に対する回答というところのセクションに北村委員のコメントに対する回答というのも入っております、もちろん今の段階でできませんというふうには書いてないのですが、そこをどういうふうにみんなの努力目標とするかということかと思えますので、委員の方の御意見をちょっとお伺いしたいと思えます。

原科委員 おっしゃるとおりで、１０月１日目標を私も思っております。だから、ちょ

っと我が身に降りかかるおそれもあるのも知りながら、座長、副座長制がいいといたしましたのはそういう意味です。とにかくスピード感が必要なので、できれば10月1日にスタートしたいと本当に思っています。それがベストですから。ただ、十分議論できなかったら仕方ないですから。

事務局（熊代） よろしいでしょうか。北村委員、よろしいでしょうか。

それでは、もう3時50分になりましたので、一応10分間休憩をしたいと思います。この後、議事進行を委員の方、先ほどのお二人に交代いたしまして、それで続きの議題を進めたいと思います。それでは10分間休憩して4時から開始ということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後3時52分 休憩

午後4時04分 再開

原科議長 4時4分になりましたので再開いたします。それでは、早速我々2人で議長をやらせていただきます。吉田先生と私2人で担当しますが、きょうは前回のこともわかっていただいていた方がいいということで、2人で相談しまして、私が議長役をやります。

(2)「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）」について

原科議長 それでは、議題(2)「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）」について、これは前回の継続であります。資料も多くなりますということで、きょうはあと1時間弱、50分程度しか使えませんので、ひょっとしたらここに対する御説明をし過ぎて先に進めないかもしれませんから、コンパクトに御説明をお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

事務局（渡辺） それでは、平成20年3月4日付で「委員からのご質問・コメントに対する回答」という資料をごらんいただきまして、設置要領以外の、委員からいただきました質問とコメントに対して回答の文書を作成をしております。たくさんいただきましたので、説明としましては時間の関係もございますので、かいつまんで御説明をさせていた

だきたいと思います。

まず1ページ目でございますけれども、堀田委員からのコメントでございますけれども、論点ということでコメントをいただいておりますので、これについては今後の委員会の議論も踏まえて検討させていただきたいと思っておりますし、それから課題、論点につきましては事務局の視点で新ガイドラインに向けた課題、論点について改めて御説明させていただきたいと考えております。

2ページ目から、福田委員からの御質問、コメントに対する回答を掲載しておりますけれども、まず「場合がある」「例がある」そういったものの記述についてでございますけれども、27ページの後のページを見ていただきますと、まず案件調査の対象案件一覧表というものが2ページございます。これはこの確認報告におきまして案件調査の対象とした案件の一覧を、スキーム別とカテゴリ別で記載をしております。これが2ページございまして、その次のページを見ていただきますと、「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」における案件名または表現の説明ということで、運用実態報告の中でこういう例があるというふうに記載をしたものについて、その事例の案件名を記載しております。また、例えば「多くの案件」という記載をしたものにつきまして、その説明をしておるといものがございます。それが9ページ続いておりまして、その表の後に、横長の表になりますけれども、この運用実態報告の中に「5.セクター別の傾向」というものがございまして、カテゴリB案件のカテゴリ分類の理由というものがございます。これは福田委員の質問・コメントにあったものに対応しておりますけれども、これについてはまた後で説明をさせていただきます。ということで、これが資料の中で別添というふうに書いてある部分でございます。

それでは2ページに戻っていただきまして、福田委員の質問、コメントの部分ですけれども、2つ目の四角で「運用実態確認の目的」という部分でございますけれども、課題、論点につきましては、先ほど申し上げましたように改めて御説明をしたいと考えております。

3ページ目の2つ目の四角でございますけれども、対象案件60件すべての案件名を明らかにしていただきたいというのは、御説明しました別添にございます案件一覧でございます。

4ページに参りまして、一番下の四角でございますけれども、「相手国政府に求める要件」というところでございますけれども、JICAがプロジェクトの計画作成を支援する場合



には、報告書に記載をしており、相手国政府に対して報告書に記載した環境社会配慮調査結果を十分考慮するよう求めております。

6 ページに参りまして、最初の四角でございますけれども、緊急時の措置でございます。審査諮問機関の検討結果は、環境社会配慮審査会の議事録で公開をしております。また緊急時の措置案件からの協力事業結果についてのリンクでございますけれども、これについてはリンクを検討させていただきたいと思っております。

7 ページに参りまして、下から2つ目の四角でございますけれども、ステークホルダー協議が目的に資するものであったのかという点でございますけれども、ステークホルダー協議においてプロジェクトの案、環境社会配慮調査の方法について協議が行われることから、目的に資するものと考えております。

9 ページに参りまして、下から2つ目の四角で、審査諮問機関への諮問という点でございますけれども、これにつきましては今後の委員会の議論を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

12 ページに参りまして、一番上の四角でございますけれども、JICA の意思決定というところのコメントでございます。これにつきましては、要請確認段階の外務省への提言内容というふうに理解をいたしましたけれども、どういう影響が考えられるのか、影響の程度ということ意識して提言を行っているというところでございます。

飛びまして16 ページでございますけれども、一番下の四角でセクター別の傾向というところで、カテゴリBに分類された根拠を示していただきたいというコメント・質問がございます。これにつきましては、先ほど申し上げました別添の表のところにカテゴリ分類の理由を出させていただきました。

事務局（廿枝） 続きまして、17 ページからは千吉良委員からいただいた御質問・コメントですが、千吉良委員から唯一実施状況調査のお褒めの言葉をいただきまして、どうもありがとうございました。

2つ目でございますけれども、外部専門家の報告書をそのまま公表する方がいいののではないかと、あるいはガイドラインに明白に違反したということはどうだったのかということですが、これはJBIC、JICA 共通でございますけれども、それぞれ外部の方に今回委託をする形で関係資料をご覧いただいた上で整理・分析をしていただきましたが、あくまで委託の主体、さらにはこの調査の実施主体はJICA、JBICでございます。また、ガイドラインに明白に違反した運用があったというような御指摘については、その委託先

である外部の方からいただいているとは思いません。

運用上の課題に関する記載が少なかったのではないかということについては、先ほどもございましたけれども、私どもから見た課題、論点については改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

ガイドラインの運用の前と後でどのような変化があったのかということについて分析してはどうかということですが、それについては、その次の18ページでございますけれども、これもまた別途議論することになるかもしれませんが、例えばJICAが行う協力事業で環境社会配慮の透明性が高まってアカウンタビリティが強化されたといったようなことは現時点で見受けられたということでございます。いずれにしましても、私どもから見た課題、論点については改めて御説明させていただきたいと思っております。

途上国の政府やNGOについてはどうするのかということですが、まずこの実態確認、実施状況調査の英文版はもう間もなくでき上がる予定でございますので、近々公表する予定でございますので、それについても御意見をいただく方向で検討したいと思っております。

質問の方ですが、遵守状況の確認というのは今回JICA、JBICの調査のTORに掲げておりません。ただ、先ほど言いましたように、明白に違反したというような報告はいただいておりません。

その次のQ2のガイドラインの導入前後の援助要請件数の推移でございますけれども、まずJICAの方はガイドラインが導入された平成16年度を挟みまして、3年度のスキーム別の要請件数というのを19ページの上の表に掲げてございます。それからJBICの円借款につきましては15年度に施行されておりますので、その前後の、これはいわゆる非年次国と言っていますが、毎年必ずしも円借款を出すわけではない国というのは、年によってばらつきがあるものですから、円借款の主要な供与国、そこにございます5カ国の要請件数をまとめたものでございます。

この要請件数の不自然な変化が見られる場合は何なのかということですが、そこに書きましたようにニーズの変化ですとか、円借款の場合は政府の財政事情ですとか、あるいはそもそも候補案件の発掘・形成状況ですとか等々、いろんな要因がございますので、なかなかその要因を特定するというのは難しいかなと考えております。

それから環境社会配慮の観点から否認になったものはあるのかということですが、これはJICA、JBICともございませんでした。JBICで言いますと、何らか懸念がある場合は本格的な検討に入る前の段階から相手国政府に適切な対応を求めるといった場合が

多ございますので、正式なレビューの段階に至ってからやはりだめですという事例は今のところございません。後の回答とは、ちょっとご覧いただければと思います。

21ページ、大西委員からのコメントでございますけれども、現地政府や被影響住民、NGO等への聞き取り調査等をやるべきではないかということですが、これについては私ども事務局の視点での課題、論点については後日改めて説明しますし、いただいたこの御提案についても、今後の委員会での御議論を踏まえて検討させていただきたいと考えています。

それから具体的事業案件名については、JICAの方は先ほどの表がございまして、JBICの方は後で出てきますが、案件名、事例等は記載しましたので御参照いただければと思います。

1つ飛びまして、21ページの一番下、ステークホルダー協議に関する御質問をいただいておりますけれども、それについては22ページをごらんいただきたいのですが、JBICの方は各案件をアプレイザルする際には、当然ステークホルダーとの協議そのものが行われたかどうかだけではなくて、その内容についても審査をしておりますけれども、ただ今回の調査は、私どもの調査では、現行のガイドラインが適用された全案件を対象にしておりますので、その1件1件について、もう一度ある意味で審査をやり直すと言いますか、再度評価するということまではやっておりませんで、全案件を網羅的に対象にして、横断的な傾向を整理、分析するよう努めたということでございます。それからJICAの調査では、カテゴリA案件については現地住民を含む十分なステークホルダーの参加が得られたことを報告書等で確認をしているということでございます。

その次の23ページから、北村委員からいただいたコメントですけれども、先ほどもございましたが、やはり新JICA発足の10月の施行を念頭に精力的に進めることが適当ではないかと、これについては、むしろ我々自身の問題でございますので、それを目指して我々なりに努力をしたいと思っておりますが、ぜひ委員会でもよろしくお願ひしたいということでございます。

教訓の抽出とガイドラインの反映でございますけれども、これも先ほど来申し上げていきますように、実施状況から得られる教訓もあります。新しいJICAとして業務が変わるという点、それから他ドナー機関の動き等、さまざまな観点から論点というのは出てくると思っておりますけれども、いずれにしても後日改めて御説明させていただきます。

情報提供については、今回いろいろ具体的な案件名とかそういったものは出させていた

いただきましたが、今後とも可能な限り提供させていただきたいと思います。

24ページ、早水委員からいただいたコメントについてですが、まず具体的な数字とか事例を明示すべきであるということについては、具体的な事業案件名、事例等を今回出させていただきますので、ご覧いただければと思います。

3つ目ですが、JICAの報告のセクター別の傾向の分析についてですが、ここはさらに検討させていただきたいということでございます。

4つ目として、課題の抽出が不十分ではないかということでございますが、そこは事務局の視点で改めて御説明をさせていただきたいと思います。

JICAの審査会においては2006年8月にまとめが報告されたということですが、これについても今後の委員会で御議論も踏まえて検討させていただきたいということでございます。

25ページの山下委員からの御質問・コメントでございますけれども、まずJBICの実施調査について、アプレイザルまでに影響項目の詳細な検討を終了させることは可能かという点ですが、報告書の書きぶりがミスリーディングだった点はおわびしますけれども、私どもとしてはアプレイザル時までに代替案や緩和策について検討をしまして、必要な対策について協議をしますけれども、さらに詳細な内容については一部詳細な設計をしないと決まらないという部分がございますので、そういったときには詳細設計時に確認する場合もございます。

その次の用地取得・住民移転の最小限化が検討されていない案件があるのかという趣旨のご質問ですが、ここもちょっと誤解を招く表現だったと思いますけれども、社会面からの代替案の検討について、例えば港湾案件などで漁業活動への影響の観点で社会面からの代替案を検討するといったものに比べると、用地取得、住民移転の観点で代替案の検討がされた案件が多いという趣旨でございまして、その用地取得、住民移転の観点での検討がそもそも必要なのに検討していないというものがあるということではございません。

それから、カテゴリBのEIAでございますが、カテゴリBについてはEIAの実施を義務づけてはおりませんけれども、国内法に従ってEIAを実施している案件は多ございまして、その中には少ないながら環境管理計画やモニタリング計画を策定していない案件がございましたが、そのような場合も本行は環境影響項目とそれらのモニタリング方法の確認をアプレイザルのときに行っております。

26ページですが、コミュニティの参加促進を図っていない案件があるのは問題ではな

いかということですが、コミュニティの参加を促進する方法というのはさまざまございまして、その中で特に相談窓口とか異議申し立て制度という方法をとる例が多いという趣旨であって、そもそもコミュニティの参加促進を図っていない案件があるという趣旨ではございません。

JICAの実態調査について、現地語で作成している例はどの程度の割合を占めるのかということですが、ステークホルダー協議時や住民説明会の資料は現地語で作成をされております。例としては、そこに掲げた案件がございます。

それから、相手国制度で情報公開が求められてない案件について公開を求めているという趣旨かということですが、これは情報公開を求められる場合であっても、ガイドラインに従って相手国政府等に情報公開を求めています。

そして、相手国の環境影響評価制度を確認していない案件とはどのような案件かということですが、これは運用実態の確認結果によりますと、60件のうち49案件において、報告書で対象案件の相手国制度上の取り扱いを記載しております。

ちょっと飛びますが、最後に清水委員からいただいた御質問が、ページがつながっていないので恐縮なのですけれども、後ろから3分の1ぐらいのところ、下に改めて1ページと打ってあるところから、清水委員からいただいたコメント及び質問に対する回答でございます。非常にたくさんいただいておりまして、時間の関係でかいつまんで説明させていただきますと、まずその1ページと振ってあるページの最初、調査目的ということで、ガイドラインの効果と課題について調査するべきだということなのですが、そこはその真ん中の答えのところでございますけれども、先ほど申しましたが、私どもの調査では現行ガイドラインが適用された全案件を対象にしまして、諸事項の実施状況について現行ガイドラインの内容も含めて一般の方々にもわかりやすい形で御説明するよう努めたということでございます。事務局の視点での課題、論点については、また改めて御説明させていただきたいと思っております。

その下の調査方法ですが、現地のステークホルダーへの聞き取り調査については、今後の委員会での御議論を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

ちょっと飛びまして、下に3ページと振ってあるページでございますが、その一番上に3として、JBICの審査の妥当性とありますけれども、JBICの判断や対応の妥当性について評価を行うべきだということでございますけれども、ここは先ほどもありましたが、今回の調査は全案件を網羅的に対象として案件横断的な傾向を整理・分析するよう努

めたということで、1件1件の審査を改めて再度評価するということまでには行っておりません。

それから、その真ん中にございますけれども、具体的な案件名とか数が不明瞭ということについては、調査対象の案件名等を別紙に掲げてございます。これは後ろの方にございますので、後でご覧いただければと思います。

ちょっと飛びまして、下に5ページと振ってあるページの下の方に、「4. カテゴリ分類の方法」ということで、カテゴリ分類は事業の目的に関係なくその影響によって決めるべきですということですが、誤解を招く表現だったと思いますが、もちろん私どもはその次の6ページの一番上でございますけれども、プロジェクトの目的ではなくてそのセクター、規模、特性、立地に基づきましてカテゴリ分類を行っております。

その次に、結論(まとめ)についてということで、この結論に書いてあるいろいろな記述の根拠が不明であるという御指摘でございますが、ここは真ん中の答えのところがございますけれども、このまとめというのは報告書の最終章のところ、それまでの最終章に至るまでの章で一連の調査報告をしているわけですが、全案件を対象に網羅的に傾向を分析する中で、その結果を踏まえて総括的な所見を述べたということでございます。

その次のページの7ページから御質問をいただいておりますが、ここもかいつまんでご説明しますが、その全体の数字、案件名等を示して欲ほしいという点は、案件名はその後ろの方に表がございますけれども、つけております。

2つ目、調査について双日総研はどのように選定したのかということについては、これは円借款事業の発掘・形成・監理に直接従事することが少なく、中立的な調査を期待できる企業数社に私どもの方からプロポーザルの提出を依頼しまして、その中で評価が最も高かった双日総研様に委託させていただいたということでございます。

その次の8ページでございますが、「3. カテゴリ分類」でいろいろ具体的な御質問をいただいておりますが、そこはご覧いただければと思います。

そしてちょっと飛びますが、下の11ページと書いてあるページの上の方に、「4. 社会面」ということで一連の御質問をいただいておりますが、社会面のすぐ下の四角の中で、「J B I Cは住民協議においてどのようなことが確認できた場合、適切な過程を経た合意と判断するのか」ということですが、私どもアプレイザルのときに住民協議の実施を確認する場合には、そもそも住民協議が実施されたか否かというだけの確認にとどまらずに、その住民協議の記録を確認しまして、協議会の周知の方法ですとか、そこで提供された情

報ですとかあるいは質疑応答の内容、そういった内容についても適切か確認をしております。また確認においては、借入人、実施機関から提供される情報だけではなくて、必要に応じて現地の方にインタビューすることもございますけれども、その他のステークホルダーから提供される情報も活用しております。

ちょっと飛びますが、14ページの下の方に、今度は5として環境面について一連の御質問をいただいておりますけれども、例えば1つ目の質問のライフサイクルにわたる影響に関して、今回の調査対象A案件28件中何件でライフサイクルにわたる影響を検討されたのかということについては、今回の調査で確認できたのは3件でございました。これらの案件は長期にわたり環境への影響を及ぼすと考えられたために、アプレイザルの際にライフサイクルにわたる影響が考慮されたものです。例えばインドネシアのスマラン総合水資源事業におきましては、貯水池の堆砂容量を50年分の堆砂量で設計するといったようなことを考えております。

次の15ページの下の方に、「6. 環境アセスメント報告書について」とございますけれども、ここもカテゴリAの全案件についてそのような書面が作成されていたのか、全体的な傾向としてどのような内容が書かれていたのかについては、全案件について、地域の人々が理解できる言語によって事業概要、環境への影響、環境に対する緩和策等を含む情報が提供されていることを確認しております。

次の16ページの真ん中、「7. 国内法と国際基準」ということで、その一番上の四角の中の下の方に住民移転計画の内容を審査する際に、ガイドラインの関連項目にも照らして、環境審査をしていたのかということですが、本行はガイドラインに基づきまして、被影響住民が以前の生活水準や収入機会において改善または少なくとも回復できるように十分な補償及び支援が適切な時期に与えられることを、世銀のガイドラインなども参照しながら確認をしております。国際基準と大きな乖離がある場合には、その背景、理由を確認して、必要に応じ相手国政府に改善のための働きかけを行っておるということでございます。

18ページの真ん中に8としてモニタリングについて御質問をいただいております、その2つ目の四角で借入国において環境社会モニタリング結果を一般住民に公開することとしている例については、カテゴリAで12件、そこにございます案件がございます。そのうち、その次のページの上の方にございますが、インドの3案件については既にモニタリング結果の公開が開始をされております。

それから、最後の19ページの真ん中に9.として代替案の検討というのがございます。計画段階と移転が実施された後の状況とを比較した場合、実際の移転住民の数は計画どおり最小化されていたのかということですが、本調査対象の現行ガイドラインの適用案件の大部分はまだ事業実施の初期段階なのでありますが、ただ過去の案件、例えば過去の事後評価結果などを見ますと、道路案件などで詳細設計時に線形が変わったりしまして、当初の想定よりも移転住民が増加する場合もあれば減少する場合もございますので、今回の調査対象案件についても両方の可能性があると思いますけれども、私どもとしてはプログレスレポート等を通じて状況を確認して、適切な対応を求めているということでございます。

そして最後に、先ほどもございましたが、被影響住民を含めたステークホルダーに対しては、英文版は近々公表する予定ですので、いただいたコメントも公表したいというふうに考えております。

その後、一連の対象の案件名ですとか、あと2枚めくっていただくと別紙2として報告書で言及している案件、各報告書のページ、行、該当箇所それから案件名等をそこに記載させていただきました。

別紙3に、今回の調査で当時の資料を当たっている限り、実施したのかしなかったのがよく確認できなかったという、これはすべてカテゴリBの案件でございますけれども、案件の一覧表でございます。

最後の別紙4は、今度はその調査対象のセクター別の一覧表というのも掲げさせていただきました。

清水さんからは、私どもの回答が遅くなったにもかかわらずご覧いただいて、早速また御質問いただき、ありがとうございました。本日はこの場でこの追加質問についてはお答えしませんが、また改めて書面を用意して回答させていただきたいと思います。

原科議長 どうもありがとうございました。もう30分過ぎてしまいました。ちょっと焦っていますけれども、あと20分程度ですね。資料がたくさんございますので、やはり資料に番号をつけた方がいいと思います。

私の提案を申し上げます。通常やっていることで、前のJICAの会議のときもそうやりましたので申し上げますが、議題表は毎回決まっておりますが、議題表に追加する資料です。議題の番号に合わせた方がわかりやすいと思いますので、例えば委員会の運営についてがきょうの最初の議題でございましたので、2回目の会議ということで2-1の、あ



とは同じ議題中の順番をつける。だから「新」JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会設置要領(案)、これを資料2-1-1としていただいてよろしいですか。そうしますと、それに対する意見をいただいていますね。さっき福田さんから御質問のあった、1枚こういう資料。これを資料2-1-2としたらいかがでしょう。そうすると1の議題に関する資料というのがわかりますね。それから、その次2つ目の議題を今やっております。これが委員からの御質問・コメントという、今御説明いただく前の段階のコメントのトータルです。これを2-2-1といたしましょう。ですから、ただいま御説明いただきましたものが資料2-2-2となります。そして、最後に廿枝さんがおっしゃったように、早速FoE Japanから追加で資料をいただいたということです。これもこれに関連しますので、資料2-2-3としてはいかがでしょうか。そんなことで、まず整理をお願いします。

以降は次回の会議に使うことになるので、次回の番号にした方がいいかもしれないですね。きょう配付しましたが。ですから、きょうはここまでということにいたします。

そこで、今最後に申しました2-2-3でございますが、これは早速また御回答いただけるようすけれども、簡単に御紹介いただいた方がいいと思います。コンパクトに願います。

清水委員 ありがとうございます。JBIC、膨大な質問に丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。それで、早速コメントと質問の方をつくらせていただいたのですけれども、まずコメントについては、これ主に単なるコメントと、あと今後の論点になり得るだろうというポイントが含まれております。時間の都合上、一言だけ言わせていただきますと、今回出していただいた資料を見る限り、幾つかガイドライン違反ではないかと思われる点がありましたので、これについては今後このようなことを防ぐようなガイドラインもしくは仕組みづくりが必要なのではないかと思っています。再質問については、1点1点について説明は差し上げませんが、1つだけ訂正があります。1の6のところ、一番最後。

原科議長 2ページですね。

清水委員 2ページ目です。

原科議長 ちょっと一言言います。資料を用意される方も、必ずページ番号を振ってください。参照できるように。

清水委員 すみません。2ページ目の1.6の Paragraph なのですから、その一

番最後の行に、「事業の規模・特性をかんがみ分類されるべきではなく」ではなくて、「されるべきで」です。なので「はなく」を消していただければと思います。逆のことを言っていました。

それから追加質問に関しましては、今回お答えいただいた御回答ではどうも判断に困る部分があったということで追加的に質問をさせていただきましたので、またお答えいただければと思います。コメントについては、きょうは時間がないということで差し控えますけれども、また論点に移ったところで改めて議論させていただければと思います。

原科議長 大変短くしていただいてありがとうございました。それでは、これはそういうことで、こういう御意見をいただいております。

それでは、あとどんどん時間足りなくなりますが、最初に質問といたしますが、今の御説明に対して御質問いただいた方がいいと思いますが。

福田委員 私の方からも相当の数の質問をJICAさんの運用実態確認の方にさせていただいて、これについてはこの短いタイムスケジュールで相当お答えいただいたので、大変感謝しております。その中には、私もまた追加的にコメント・質問したい点というのがありますので、また出させていただくことになると思います。

この後の作業について確認したいのですけれども、私が若干戸惑っているのは、多くの委員の方から、この運用実態確認とか実施状況確認から出てくる課題、JICAさん、JBICさんが考えていらっしゃる課題というものがこの報告に出ていないのではないかと、いうことを御指摘いただいている。私たちが指摘させていただいています。これについて、多くの点で後ほど説明しますということをお願いしているのですが、その後ほどの説明というのはいつ出てくるのか。これは、ただ単に質問のやりとりをすることそのものに意味があるのではなくて、ここの中から考えるべき課題を抽出するという作業が重要だと思うのですけれども、それは実際にその運用に当たっていらっしゃるJICAさん、JBICさんとして、まずは、私たちは確認してみたらこういう点が問題だと思った、あるいはこういう点が課題だと思ったというのを出していただいた上で、この委員会でもっと、こういう視点もあるのではないかと、この点についても議論した方がいいのではないかと、いうのを出していくというのが、議論の筋かなと思ったのですが、今後事務局の方から提示しますというのは、いつごろになるのでしょうか。

事務局（甘枝） 私どもとしては、次回、4月3日でしたか、第3回の会合で私どもなりに整理した、必ずしもこの実施状況確認だけではないかもしれませんが、それも

含めて論点というのをお示しして、それに対してまた、もう既にいただいているNGOの方からの論点もございますし、他の委員の方々からもまたさらにそれに対して次回以降論点をいただきたいと考えております。

福田委員 そうすると、議事の進め方についてなのですが、この実施状況確認で出てきているさまざまな疑問点なり私が議論したいと思っているポイントというのは、きょうこの場で残り少ない時間でお話しした方がいいのか、あるいはその次回JICAさん、JBICさんが資料を出していただいた上で、その場で議論をした方がいいのかということについて整理していただければなと思ったのですが。

原科議長 今の件に関してはどうでしょうかね。どんなふうにお考えですか。

事務局（廿枝） これはもちろん御提案なのですが、よろしければ、いずれにしましても私どもの論点は次回までにお示しをしたいと思っていますけれども、他方、先ほど来御議論もありましたが、実施状況以外の視点としての新JICAの業務についてどうなるのかということについても、本日担当の者が参っておりますので、もしよろしければ、その新JICAの業務について本日御説明をさせていただいて、それも含めた上で次回に福田委員その他のの方々からも含めて、論点について議論をしていただくというのはいかがでしょうか。

原科議長 清水委員、どうぞ。

清水委員 今回追加質問をさせていただきましたけれども、この質問の意図というのは、これに答えていただかないと、どうも論点になるのかならないかわからないから出させていただいたので、次回4月3日に論点を出し合うというふうになりますと、できればそれよりも事前に出していただいて、その上でこちらが検討できる、論点なのか論点でないのかということ判断できる時間を与えていただければと思います。恐らくほかの委員の皆さんも、これ、質問の回答に対するまた質問がある方もいらっしゃると思いますので、その辺の日程の確認も必要かと思えます。

原科議長 今、廿枝さんは丁寧に御説明いただいたと思いますけれども、それでも大分スキップして進められたので、なかなか今の点、議論しにくいですね。だから、ちょっと時間がかかりそうな。困りましたね。

事務局（廿枝） ただ、私どもの調査について清水さんから本日いただいた追加質問については、なるべく来週中に御回答を委員の全員の皆さんにお返しするようにしたいと思います。ですので、私の趣旨は、次回の4月3日までに委員全員の方に論点を出していた

だきたいという趣旨ではございませんで、少なくとも私ども事務局から見た課題・論点整理みたいなものは次回の4月3日までにお示しをして、それについて、あと既に出ているNGOさんからの提言書にある論点もあるわけですけれども、さらにそれ以外の論点があれば次回4月3日あるいはさらにその次回の4月の下旬のときまでにまた出していただくということでもよろしいのかもしれませんが。みんなで一齐に出すというよりは、少しずつ出していきつつ.....。

原科議長 ただ、論点がばらばらに出てきたら際限がないので、うまく整理しないと早くいかないですね。何かアイデアありますか。

福田委員 たびたびすみません。時間がないので、今日これについて議論するというのは難しいと思うのですが、次回、論点整理の前提として、若干ここで出てきている運用実態確認なり実施状況確認について、この場で議論させていただきたいポイントというのがあるので、それはそれで次回の委員会の場で時間をとっていただければと思っています。せっかくその間ありますので、私からもまた追加の質問なりコメントなりさせていただいて、それに対する紙でのコメントをいただいた上で、その中でも重要だと思われる点、それからこの場で議論すればいい点等を整理した形で私も次回議論できるように準備したいと思いますので、次回、論点整理そのものというよりは、その前提としての運用実態確認、実施状況確認についての議論の時間というのを設けさせていただければと思います。

原科議長 これまでの進め方はそうですね。まずやはり実態の確認、これまでどんなふうだったかというのを確認するということがまず基本ですから。その整理ができないと、論点というのは、その整理の結果出てくるものですね。それはそのとおりなのですが、ただ、それがとても多いので、何かうまくやる方法を考えないと困ったなと思いました。そうすると、今の御回答で、そちらから、早急にまずはまた紙で出てくるということですね。

事務局（熊代） ですから、今のお話だと、要は今出されている質問に対しての回答というのは、我々の方はできるだけ早く、来週とか、それが1つあります。次に、今、福田さんが言われているように、実態確認報告を踏まえて議論するということがあります。加えて、JICA、JBICの方で考えている論点を出します。委員から既に出されたものもそこへ出します。そこで1回議論するというのは今イメージですが、その時点では多分すべての論点をリストアップできないでしょうから、ワンラウンドやって案も出して、そ

れを並べてみてということですかね。それで、その次にもう一回論点を完全に整理する、そんなイメージを考えればよろしいでしょうか。いずれにしても、4月3日の段階で全部そろえるのは難しいです。まず議論しましょうという話ですから、4月3日の会議というのは1つの中間的な議論というような格好ということですかね。最終的には論点整理へ持っていかないといけないのしょうから。委員の方は、恐らく今回の運用実態報告とか今回の議論も踏まえて、どこかの、要するに例えば4月3日終わって期限を決めて、それまでに出していただけるのだったら出していただいて、最後は、次は4月の終わりのところで整理するという、そんなイメージでしょうか。

原科議長 大体そのインターバルはどのぐらい、3週間に一遍ぐらいありますか。

事務局（熊代） 恐らく次の予定は、今皆さんにお伺いしているのは、4月24日、25日のいずれかということでお伺いしているので、そのどちらかということになると思います。

原科議長 4月に2回やって、5月にはもう一回できる。6月に2回。

事務局（熊代） 4月の24か25やって、5月の.....。

原科議長 15か16。

事務局（廿枝） そうですね。

原科議長 6月の頭、10日ぐらい。末、で1、2、3、4、5回できる。そういうスケジュールも考えながらやらないといけないですね。それで、さっきのビューローへ戻ってしまう。だから、それこそビューローをやらないとうまくいかないなと思って申し上げたのですけれども。

どうでしょう、今の論点整理の前に十分この質疑応答をしっかりとやりたいというのは、福田さんたちの御意見ですか。これに関してはどうでしょう。

事務局（熊代） 意見交換するのは当然必要だと思いますね。

原科議長 ただ並行して論点を出してしまっているのかと、その辺ですね。ちゃんと段取り踏んでやった方がいいのではないかと思いますけれども。時間がかえってかかってしまうでしょう、並行して出してきちゃったら。

事務局（廿枝） 次回我々のものを出さない方がいいということでしたっけ。

福田委員 そんなことは申し上げておりません。出していただいた方がいいと思いますし、特に運用実態確認とか実施状況確認から出てくる課題というのは何なのかということについては、本来であれば報告の中に入っているべき話であって、現段階でそれをお伺い

した上で、次回それでは足りないのではないのとか、あるいはこういう視点もあるのではないのという点についてもう少し議論させていただきたいという趣旨ですので、出していた方がいいと思います。

原科議長 では、よろしいですね。

事務局（廿枝） はい。

原科議長 それでは、それを御準備いただくとします。あと10分を切ってしまいましたので、フロアから手が。どうぞ、満田さん。

オブザーバー（満田） 地球人間環境フォーラムの満田と申します。時間がない中、申しわけありません。実は私も実施状況確認調査、運用実態確認調査、非常に興味を持って見守っております。今福田委員の最後のポイントは非常に重要だと考えております。本来であれば、ここからの学びというものが報告書に含まれているべきではなからうかと考えておまして、せっかく英訳して現地のステークホルダーの方にも見ていただくのであれば、そういった学びとか提言というのは非常に重要な要素だろうと考えています。

もう1つは、今、別紙の形で案件名が並んでおりますが、これも本来であれば報告書に書き入れるべきことであろうと思います。私たち、日本では割と几帳面に2つの文書を行ったり来たりさせながら確認はしますが、海外の方に、特に本当のステークホルダーの方にとっては、どの案件がどういうふうな評価をされているのかというのは非常に気になるところでございます。

もう1つ、これはJICAさんの各委員への回答の一番最後につけられていたカテゴリB案件のなぜBにしたかという理由なのですが、これはざっと拝見したところ非常にわかりづらくて、影響が小さいからカテゴリBとしたと書いてあるのですが、できれば事業規模をぜひ書いていただきたい。例えば同じ下水道案件についても、影響が少ないからBとしたということではなくて、例えば施設のキャパシティですとか。それはほかのセクターにも言えておまして、火力発電所案件でカテゴリBにしたということは、当然その規模というのは重要な要素だと思いますので、それはぜひいろいろな作業がある中、大変申しわけないのですが、ぜひ書き込んでいただきたいと思っています。

最後にもう1つなのですが、私どもも非常にこれは関心を持って見ておまして、たくさん質問を出させていただいております。中には委員の方とかなり重複している点もございまして、私たちのつもりでは新たな視点というものも聞いているつもりですので、時間がない中、申しわけないのですが、お答えの方はぜひいただきたいと考えております。

原科議長 今、もうちょっとその中身に対して具体的にさせていただきたいということ。1つは別紙の形で案件名が出ていますけれども、これを報告書の中に記載してわかりやすくしてもらいたいということですね。これは参照しやすいということだと思います。

それからもう1つ、カテゴリB案件については、判断の根拠をもうちょっと具体的に、特に規模とか通常考えますね。日本の関係影響評価法でも事業種別と規模でスクリーニングしております。ということで、規模だけでは決まらないのですけれども、規模がまず1つの重要な情報です。そういう意味では、おっしゃることは大事だと思います。そんなことをきちんと書いていただきたいというお願い。

それから、フロアの皆さんからも意見をいただいていますので、それに対する回答をきちっとお願いしたい。これはもう回答するというところでありますね。ただタイミング、ですから速やかにお願いいたします。

事務局（熊代） 特にJICA分がおくれまして、申しわけありません。

原科議長 では、今のことにに関して大体対応していただけますか。

事務局（廿枝） はい。

原科議長 前2つ申し上げたことも。

事務局（廿枝） はい。

原科議長 では、もう1人どうぞ。

オブザーバー（田辺） JACSESの田辺です。御回答いただきありがとうございます。詳しくはまた追って質問させていただきたいのですが、1点気になった部分といたしまして、私のJBICに伺った質問の中で、各案件の詳細な部分、住民移転の数の変化ですとか、それからステークホルダーとの協議のタイミングとか、こういった部分というのは、実は次回また今回の改訂に向けて非常に重要な部分だと思っておりまして、その部分を追って回答するというような返答ではなくて、今回の調査の目的とは違うという形で、違うので回答はできないという形になっておりましたので、やはりこの部分も追加的に調査をして回答をいただきたいと我々考えておりますので、その点また詳しく書かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

原科議長 今の件は、追加調査というアクションを求めたいということですね。

事務局（廿枝） 先ほども説明の中でお答えしましたけれども、今回実施状況調査をやるに当たって、私どもが重視したのは、円借款の場合は技術協力ほど案件が多くないということもあって、実施調査をやる際に、我々がまず、案件を絞ってはよくないのだろうと

ということで、全案件を対象にして円借款についてやるべきだろうということでやったのですが、ただ全案件を対象にしたときに、例えば現地調査をやるべきとの御指摘もいただいているわけですが、今回は当時のアプレイザル時あるいは現在あるものについてはプロGRESレポート等の資料について外部の方にご覧いただいて整理・分析していただいたわけなのですが、さらにそもそもの審査をもう一回やり直すみたいなことを今回のこの実施状況調査の中で全案件についてやるということは私どもやっておりません。そこまでは、そもそもこの調査の趣旨として、もう一回審査をやり直して当時の審査が妥当だったかどうかを再評価するというようなことを全案件についてやるということは、それは難しいだろうと。むしろ、新しいガイドラインの、課題の抽出が不十分とのご指摘はいただいておりますけれども、やはり傾向を抽出する、分析するというのが趣旨だろうということで、そこまでやっておりません。ですので、いろいろこういう例はあったかとか何件あったかとか、具体的にどういう対応したのかといろいろ御質問いただいておりますが、それを全部お答えするためにまた追加調査をやるとなると、それは非常に……。

原科議長 時間がないので申し上げます。別にすべてと言っていると思いません。特にこのガイドラインの改訂に役立つような案件はないか。だから、当然トータルの調査をしてピックアップしていただくという。普通そうやりますね。そういうものに関して、だから全体というものを見た後で次の段階でということだと思っておりますけれども、今手が挙がりました、どうぞ。

オブザーバー（満田） 全く同じです。

原科議長 だから、そういう意味ではないと思えますよ。まず全案件を見て、これはそのとおりなのですね。でもそれだけで終わっているの、改訂のための情報としてはどうも不十分だということですよ。だから、全体の様子を見て、ではこれとこれは特に重要な案件というか、いい情報を得られるだろうというものは、やはり個別に調べていただきたいということだと思えます。

どうぞ、大西委員。

大西委員（代理：藤岡） 時間がないので短く。財務省の藤岡でございます。先ほどの議長からも御説明がありましたように、私の方からも、現地のヒアリング等を含めた調査の補足を改めて要望させていただきたいと思えます。一方で、この短い期間の間に委員とそれから一般参加者からの質問に対して丁寧に回答していただいたことには、非常に感謝申し上げます。



原科議長 ありがとうございます。大西委員の代理の藤岡委員ですね。大西委員も同じようなことを言っておられたと思いますが。

それでは時間が5時になってしまいましたので、きょうはここでストップさせていただきたいと思います。では最後のお一人どうぞ。

オブザーバー（満田） 地球人間環境フォーラムの満田と申しますが、福田委員からの御提案ともかぶっていたと思うのですが、事前調査は、私は非常に重要だと思っておりまして、現在のJICA、JBICさんの調査報告書を読ませていただいたのですが、つまみ食いのいい案件を、グッドプラクティスを紹介されています。ただ、私の目から見ますと、グッドプラクティスとしてある部分紹介されている同じ案件の、実は例えば環境配慮審査会において議論になった案件もあるのです。1つの案件が、いい面、悪い面あったと思うのですが、今の報告書ではその議論になったところが非常に重要な議論だったと思うのです。事業ニーズ、それから事業の費用対効果の議論、あるいは環境のスコープをどうとらえるか。いろんな学びがあったはずなのですが、それらが全部省略されているというのは非常に納得がいかないものを感じております。ですからそこら辺も踏まえて、ぜひ事例調査を、あるいはこの委員会場で事例のインプットというものを適切な人からお願いしたいと、そう考えております。

原科議長 私もそう言えば思い出しましたというか、おっしゃることに関連してちょっと申し上げますと、私もJICAの異議申立審査役をずっと務めておりまして、異議申立があった場合にそれに対して応答するということになります。名古屋大学の井村先生と私の2人で担当しております。JBICの方も松下先生が審査役、審議役というのですか、やっておられますけれども、そういう役割なものですから、JICAの場合は、審査会がありますので、審査会の運営についてもときどき重要な案件の場合見に行きます。傍聴します。意見も言いますけれども、そういった案件をこの1年ほど見まして、おっしゃるような例を私も幾つか心当たりがあります。1つは第2メコン架橋ですね。もう1つはインドの高速貨物鉄道です。そういった案件は大変いろいろ議論がありまして、審査役としてはこれはきちんと審査していただきたいと思っております。JICAの御担当、大変よくやっていただいて、審査会はそれなりに十分機能としてきたと思いますので、そういった中での議論がどうであったかということの情報をお互いに把握して、この改善に役立てることができればいいと思います。確かにそういった案件、私も心当たり幾つかございます。例えばそんなことですね。ですから、すべてというわけではないのです。だから、今の網

羅的なデータが非常に結構なスタートですね。それを踏まえて次の段階、つまり改訂に役立つような情報をどうやって生み出すか。これは大変重要なところですから、それをぜひお願いしたいと思います。

ただ、時間が限られておりますので、余りあれもこれもは無理ですから、その辺はやはりとにかく新 J I C A が本当に国際貢献、真に国際貢献できるような、そのためのガイドラインづくりですので、やはりタイミングということもぜひ考えていただきたいと思います。

それでは、もう、申しわけないですが、いいですか、切らせていただいて。委員の方の意見を優先しなければいけないのかな。どうしましょう。

吉田委員 議事運営に関するのであれば受け付ければ。

原科議長 では、議事運営に関することですか。

清水委員 今の補足なので、同じような趣旨なのでいいです。

原科議長 では、ここで打ち切らせていただきます。ちょっとオーバーしましたので、これで終わります。早水委員、どうぞ。議事運営に関すること。

早水委員 次回のことでちょっと。J I C A から今回配られた資料なのですが、J I C A の業務についての資料を配られているのですが、これはコンセプトは書いてあるのですが、我々はそのコンセプトを議論するわけではなくて、業務がどういうふうになって、それがアセスといいますかその手続とどういうふうに関係があるかみたいな、もうちょっと細かいものがないとよくわからないと思います。資料はこういうコンセプトで統合しましたということは書いてあるのですが、これだと余り議論に役立たないのではないかと思いますので、もう少し詳しいガイドラインとの関係がわかるような、あるいはこの部分はこうなるとか、私もうまく言えませんが、もう少し細かい我々の議論に資するような中身にさせていただくということではできませんでしょうか。

原科議長 大変貴重な御意見をありがとうございます。次の会議の資料としてですね。これはまずよろしいですね。プラスして我々のガイドラインの話につながるような、もっと具体的に細かい資料が。

事務局（熊代） 今回説明するものも本当はあれだったのですが、委員の方も一般参加者の方も、J I C A と J B I C の事業をよく御存じの方、よく御存じでない方もおられるかと思ひまして、やはり基本的なところをまず説明して、それでそういうチャートの中でもそれなりの説明はできると考えてお出ししているのが 1 つと、もう 1 つは、今開

係者間で議論しているところがありまして、決まっていないところもありますので、そういうことも若干反映されているということです。ただ、次回は今のコメントを踏まえて若干検討したいとは思いますが。

原科議長 ただ、これでは環境社会配慮ガイドラインとどうかわるか、現行のものに関してもこれではよくわかりません。我々はわかっていますけれども、議論する材料とすると不足だと思えますから、ぜひその辺をお願いいたします。

それでは、きょうの議論はこれで打ち切ります。次回は4月3日でございますが、できれば本当にビューローが今あれば、次回のことも具体的に議論できますので、準備もかなりやりやすいのですけれども、ただビューローに関しましては事務局でもうちょっと御検討ということでございますので、きょうは結論が出ません。次回までに御検討いただくことにいたします。きょうのところは次回につきましての準備に関しましては、我々2人、議長役と事務局で少し相談させていただく。そんな格好でよろしいでしょうか。

#### 4 . 今後の予定

原科議長 では、次回についてアナウンスメントをお願いします。

事務局（熊代） 今出ている議論では、運用実態報告を踏まえてのさらに、福田委員から御提案のあった議論と論点、事務局が考えている論点の御提案。それと新JICAの業務の話ですね。あと清水委員の積み残しの説明と、こちらからの説明ということは今考えています。

原科議長 そうというようなことでよろしいですね。我々もそういうことで了解いたしました。皆さん、よろしいでしょうか。

確認いたします。皆さんちょっと手帳を。議題表の表に書いてございますけれども、4月3日、最初にお配りしているものでございます。きょうの議題表の真ん中辺です。真ん中よりちょっと上ですが、今後の予定、第3回。4月3日（木）午後2時～5時です。場所はこの東京国際センター、同じ場所になります。確認ですが、基本的に場所はここと考えてよろしいですか。

事務局（渡辺） 必ずしもここにならないケースもございます。

原科議長 必ずしもここにならないということですので、思い込まないでいただいて、必ず場所を確認してください。私、たまに間違えますので。でも2人いるから大丈夫だ。

2人とも間違えたらやばいですが。では、そういうことで締めさせていただきます。

では、ちょっとオーバーいたしました。今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。

午後5時08分 閉会